

2. 前提条件の整理と検討課題の抽出

2-1. 「史跡川越城跡」の本質的価値と文化財保護のあり方

「史跡川越城跡」の本質的価値（歴史上又は学術上、優れた内容を有するもので、その史跡の特色となる核心部分）とそれを構成する要素及び「史跡川越城跡」の文化財保護のあり方は以下のとおりである。

(1) 「史跡川越城跡」の本質的価値

川越城は、関東の戦国時代の中心的な城の一つであり、埼玉県を代表する近世城郭でもある。旧城内には往時の姿を留める遺構が遺存しており、貴重な城郭遺構群として評価することができる。その文化財的価値としては、下記の4点が挙げられる。

- 中世から近世に至る城の遺構が、良好な状態で地上および地中に遺存していること
- 城の鎮守としての三芳野神社と社叢・参道及び周辺の土塁群に城址としての景観を留めていること
- 国内に2例のみ現存する本丸御殿が史跡内に残っていること
- 城及び城下町の絵図に記された筆割等が現在でも残っていること

(2) 「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素

1) 遺構・遺物

- ① 本丸御殿
- ② 土塁（地上）
- ③ 堀跡（地上・地中）
- ④ 中ノ門堀跡
- ⑤ 三芳野神社
- ⑥ 旧川越城内建物

2) その他

- ① 地形
- ② 地割
- ③ 道路（絵図等に描かれていて現存するもの）
- ④ 景観

(3) 「史跡川越城跡」における文化財保護のあり方

1) 現状を変更する行為に関すること

① 現状の保存

文化財保護の基本的精神に鑑み、指定された状態を維持・保存する。

② 保護・補強措置の実施

特に地上に残された遺構（土塁等）が崩壊・崩落等のおそれがある場合には、必要な保護・補強措置をとるものとする。

③ 旧状の復元

旧状を復元する場合、古文書・古記録等の記載のみでなく、古図・絵図等に記された資料に基づき、かつ発掘調査等の成果を踏まえたもので、古建築等を専門とする学識者等により適正な復元として示されたものとする。

④ 新設建物の制限

史跡範囲内であることに鑑み、既存施設についてはその転用を検討するものとし、新規設置については十分な検討を行い、発掘調査等の成果をもって事業を進める。

⑤ 樹木等

既存樹木については、原則として維持するものとするが城址の景観に影響を与えるもの、生育状況が不良なもの等は除伐するものとする。新規の植樹については、原則的に不可とするが、試掘調査等により地下に包蔵される遺構等の保存状況に支障がないと判断されるもの及び樹高2m未満のもの（植樹後3年以内に樹高2mを超えると推測できるものを除く）で特別の事情がある場合は可とする。樹種は在来種であること。

2) 史跡の活用に関すること

文化財としての史跡川越城跡に広く理解を得られるよう、遺構の顕在化や歴史と自然の調和した風致の保全などその活用を検討する。

尚、慶応3年(1867)頃の川越城図は、縄張(曲輪や堀、門等の配置が示された城の全体像)や城内の建物の様子を大変詳細に描いており、本絵図に描かれた川越城の姿が、現在、近世城郭として完成した川越城の基準となっている。松平斉典の天保12年(1841)に川越藩最大の石高17万石となり、この石高は慶応2年(1866)まで続き、また、嘉永元年(1848)に巨大な御殿建築である本丸御殿を完成させた。このことから慶応3年(1867)頃の川越城図を川越城の基準とすることは妥当であるとする。

また、本計画では、下図の現況図との重ね図をもとに検討を行っている。



図 川越城図 川越市立中央図書館蔵

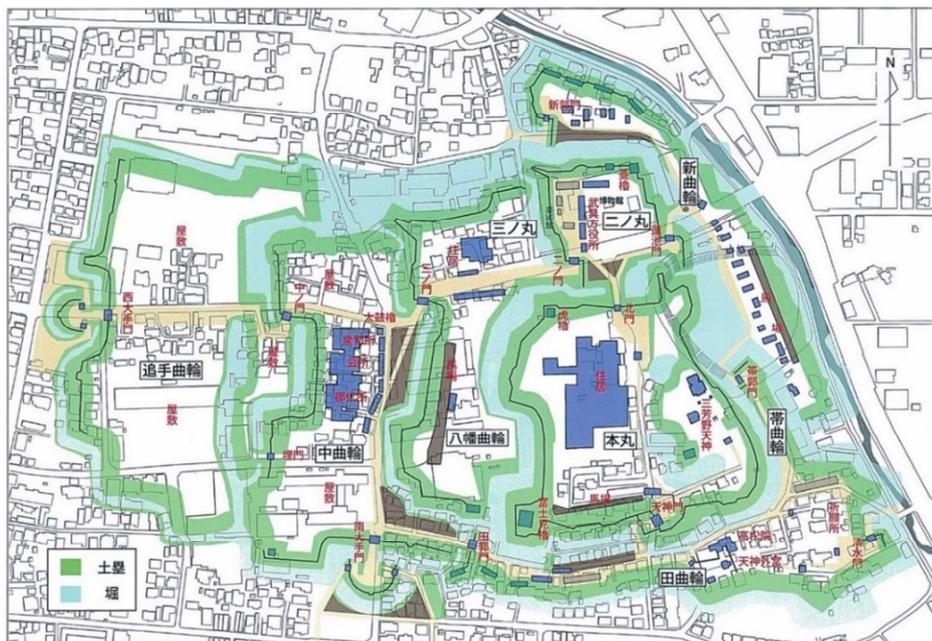


図 川越城図をもとにした現況図との重ね図 出典:「川越城」―描かれた城絵図の世界―川越市立博物館
※平成18年3月作成の「川越市都市計画基本図14」に細部を調整のうえ、投影したもの

2-2. 「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素等の所在

(1) 「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素等の所在

「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素である地上遺構と、道路形状等が昔のものと想定される痕跡等について抽出すると以下のとおりである。

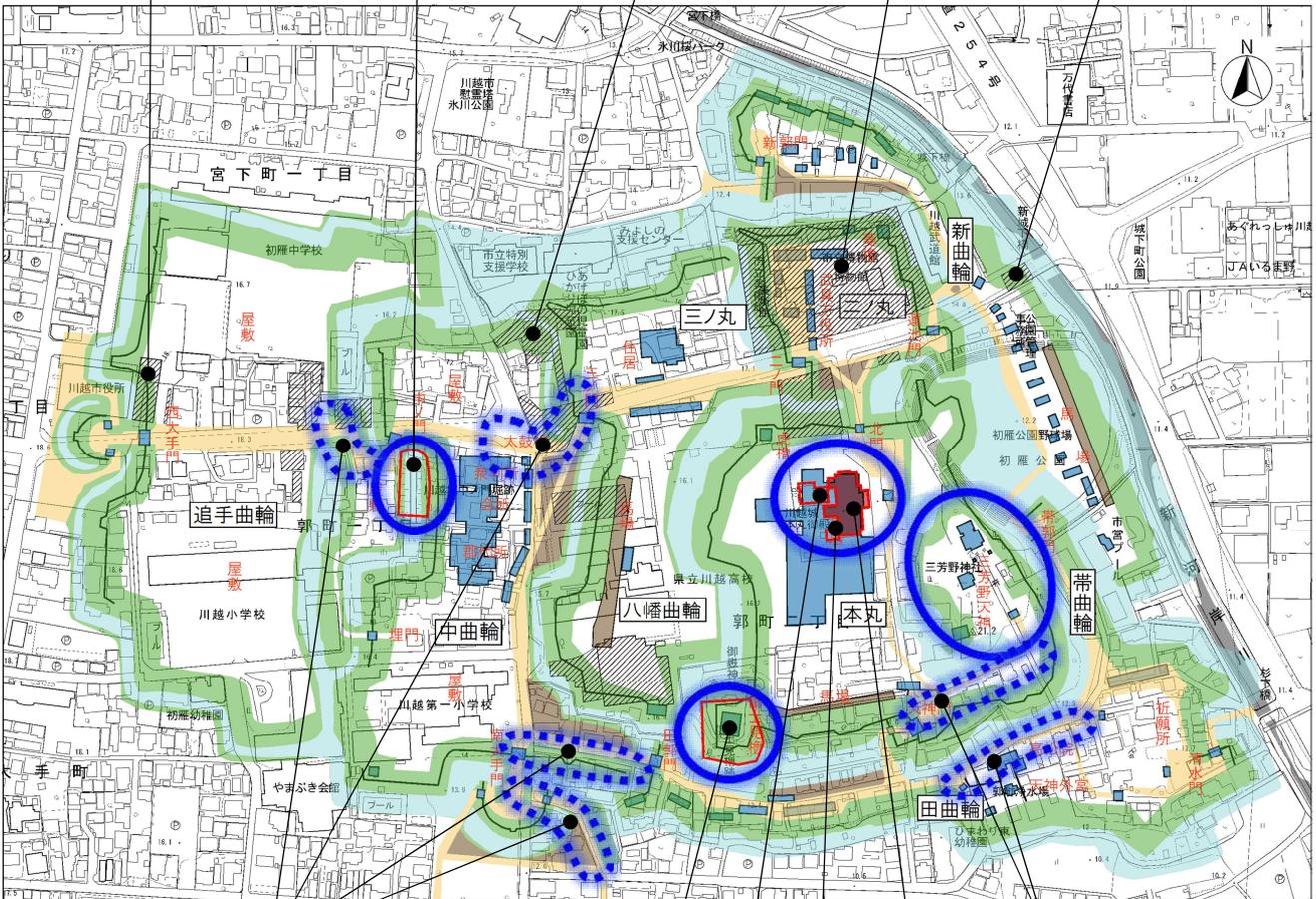
第17次発掘調査
大手門北側にあたる
弧を描く土塁の痕跡
が見つかっている。ま
た、北側には近世以
前の堀も確認された。

第9次調査、第32次調
査、第28次調査H地点
の発掘調査を経て中ノ
門堀跡は平成22年
(2010)に整備された。

第13次発掘調査
後北条氏時代につく
られた堀をていねい
に埋め立てて、近世
の堀をつくり直してい
る事がわかった。

二ノ丸跡発掘調査
堀跡が検出されてお
り、焼土の入れられ
た井戸跡が多く見つ
かっている。

第11次発掘調査
江戸時代に造成され
た新曲輪の下に後
北条氏時代の堀が
埋められていた。



慶応3年(1867)当
時の道路形状が現況道
路の形状にも残って
いると想定される。

富士見櫓跡は図面が前橋市
図書館に収蔵されてい
ることがわかり、平成11~16年
(1999~2004)に調査設計を
行った。

慶応3年(1867)当
時の道路形状が現況道
路の形状にも残って
いると想定される。

家老詰所は昭和62年
(1987)に発見、昭和63
~平成元年(1988~
1989)に移築した。

本丸御殿のうち創建時
の嘉永元年(1848)から
残る建物。

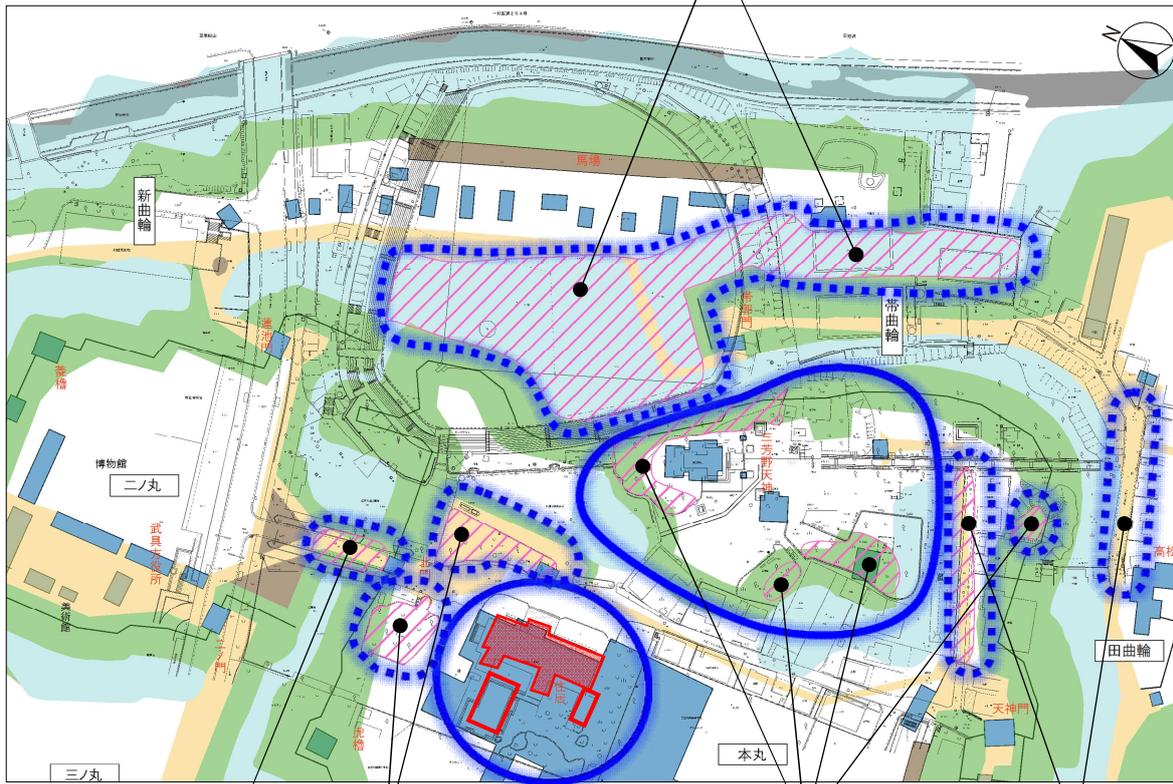
明治初期の明治棟

図 慶応3年(1867)頃の川越城図と現況図の重ね図

(2) 初雁公園内での「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素等の所在

初雁公園内の「史跡川越城跡」の本質的価値を構成する要素である地上遺構と、道路形状等が昔のものと想定される痕跡等について抽出すると以下のとおりである。

慶応3年(1867)当時の堀の地盤が残っていると想定される。



慶応3年(1867)当時の道路形状が現況道路の形状にも残っていると想定される。

慶応3年(1867)当時の地盤が残っていると想定される。

慶応3年(1867)当時の土塁が残っていると想定される。

慶応3年(1867)当時の道路形状が現況道路の形状にも残っていると想定される。

- 本質的価値を構成する要素の地上遺構
- 本質的価値を構成する要素の地上痕跡(想定)
- 昔の地盤形状と想定される痕跡
- 川越城本丸御殿(現況建物の範囲)
- 川越城本丸御殿(当初から残存する部分)

2-3. 上位関連計画の整理

2-3-1. 上位関連計画

上位関連計画から関連する部分を抽出すると以下のとおりである。

(1) 第四次川越市総合計画-平成 28 年 3 月

「第四次川越市総合計画」では、初雁公園については、前期基本計画の中での取組施策として以下のように取り上げている。

第 2 分野別計画 第 4 章都市基盤・生活基盤 施策 No. 26 公園・緑地の充実

2 大規模な公園の整備（公園整備課）

- ①川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。
また、観光や教育の場として活用することを検討します。

(2) 川越市都市計画マスタープラン-平成 21 年 7 月

「川越市都市計画マスタープラン」では、初雁公園については、以下のように取り上げている。

第二章地域別構想 本庁地区

2) 道路整備のまちづくり方針

①都市計画道路等幹線道路の整備

◆都市間幹線道路の整備

- ・広域幹線道路の補完、中心市街地を構成する骨格としての適切な交通処理及び地域住民の利便性の向上を目指すとともに、周辺市町と連携する路線を都市間幹線道路に位置付け、整備を進めます。
- ・中心市街地の循環機能を有する路線として、市内循環線、新河岸駅前通線の整備を進めます。

◆地域間幹線道路の整備

- ・広域及び都市間幹線道路をつなぐとともに、初雁公園～元町～石原町の歴史的な町並みを通る三田城下橋線は、地域内の東西路線に位置付け、周辺の道路からの交通を適切に処理するとともに、沿道景観に配慮し、安全な歩行者空間の確保を進めます。

◆その他の地区内幹線道路の整備

- ・初雁公園～伊佐沼～川越運動公園を結ぶ市道 0001 号線は、緑とレクリエーションの散策路として、歩行者空間機能を備えた整備を推進します。

4) 水と緑のまちづくり方針

③身近な公園等の整備と歴史的環境ネットワークの形成

- ・初雁公園や仙波河岸史跡公園の充実など、川越の歴史を生かした市民が誇れる公園づくりを進めます。

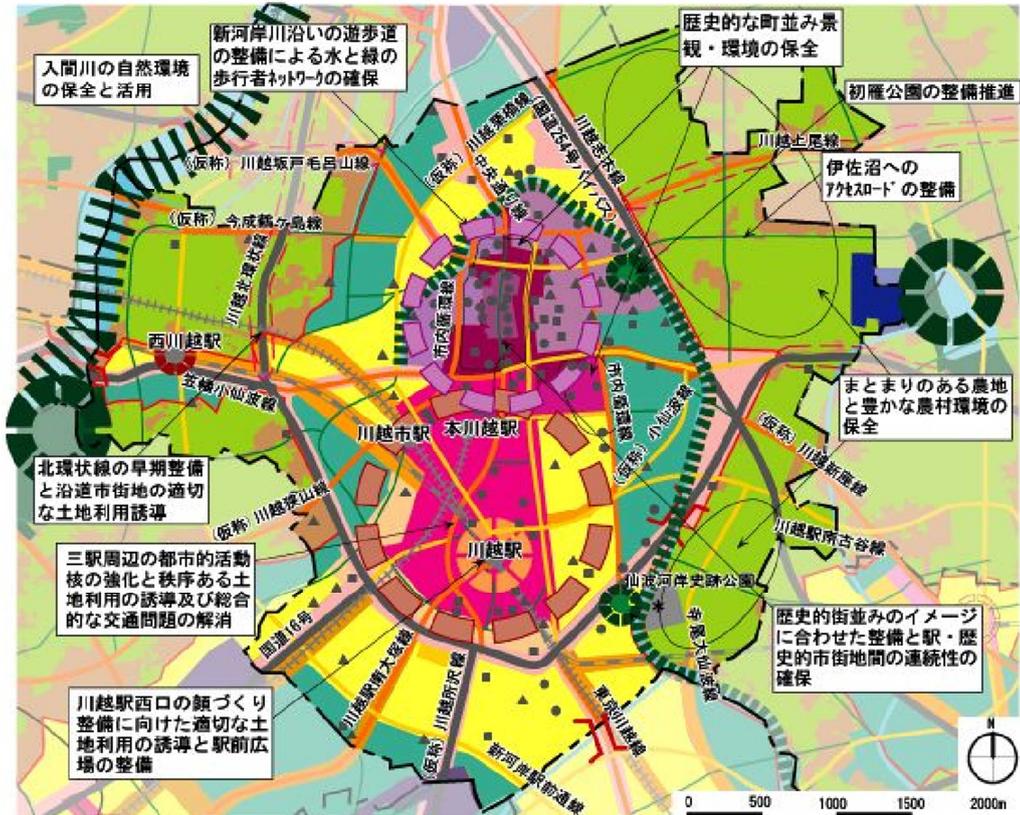
- ・歴史的な町並みと新河岸川の親水空間、住宅地内の公園、神社等をネットワークする歩行者空間「小江戸回廊」づくりを進めます。特に、水上公園までの道路には、市街地から安心して公園までアクセスできる歩道の整備を進めます。

7) 生活環境の保全・充実に関するまちづくり方針

① 県南西部地域の拠点機能を支える公共施設の充実

- ・初雁公園については、本市の歴史的シンボルとなる城址公園として文化施設と一体となった公園整備を進めていきます。

■ 将来まちづくり方針図（本庁地区）



<土地利用>

歴史環境複合住宅地	都市施設など	鉄道・駅	
低層住宅地	河川敷	主要な橋	
中低層住宅地	幹線沿道の計画的な土地利用	<都市構造等>	
中層集合住宅地	市街化区域・市街化調整区域界	都市的活動核	歴史的観光拠点（歴史・水・緑核）
都市型住宅地	<道路・水路・資源等>		生活拠点
沿道型住宅地	広域幹線道路	都市間幹線道路	水と緑の拠点
歴史環境複合商業地	地域間幹線道路	地区幹線道路	まちの顔
中心商業・業務地	河川・水路等	水と緑の河川軸	伝統的建造物群保存地区
近隣商業地	地域の歴史・自然資源等	遊歩道	※道路整備構想路線については、具体的な路線ルート、位置等を規定するものではありません。
工業・流通地など	公共・公益施設等		
流通・業務系沿道利用地	学校等		
農地			
集落			
緑地			

(3) 川越市中心市街地活性化基本計画－平成 30 年 11 月変更

「川越市中心市街地活性化基本計画」では、初雁公園については、以下のように取り上げている。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業

[1] 市街地の整備改善の必要性

川越城富士見櫓跡を復元整備し、美術館・博物館・本丸御殿等を併せた初雁公園周辺区域を一体的に整備すること等によって、エリアの広がり、つながりを創出する。

[2] 具体的事業の内容

<p>●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備</p> <p>●事業内容 ・川越城富士見櫓復元 敷地面積1,421㎡ ・史跡公園整備敷地面積857㎡</p> <p>●実施時期 平成12年度～</p>	<p>●実施主体 ・川越市</p>	<p>●目標達成のための位置付け及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川越城富士見櫓は、天守閣のない川越城において天守閣の代わりに代表的な櫓であった。 ・富士見櫓を県史跡である川越城跡のシンボルとして復元整備する。 ・本事業により、川越城跡に新たな観光資源を創出するとともに歴史教育の場として活用できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。
---	-----------------------	--

(4) 川越市景観計画－平成 26 年 3 月

「川越市景観計画」では、初雁公園については、以下のように取り上げている。

第4章 都市景観の形成に関する方針と行為の制限

1 都市景観の形成に関する方針【法第8条第3項】①歴史的景観の形成に関する方針
「歴史を刻む町並み景観の形成」

○喜多院周辺や川越城跡周辺などを対象に、地域住民と協働し、都市景観形成地域の拡大などについて検討を進めます。

(5) 川越市緑の基本計画—平成 28 年 3 月改訂版

「川越市緑の基本計画」では、歴史のまち川越としての重点計画を以下のように取り上げている。

歴史のまち川越としての重点計画

《重点計画④ 小江戸回廊づくり》

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間（小江戸回廊）の形成を図ります。

また、初雁公園については、以下のように取り上げている。

第7章個別計画 4 水と緑のネットワークの形成、6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備の中で重点施策

4-1 魅力的な歩行者空間の創出

5) 歴史と水と緑の回廊の整備

○文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを徒歩や自転車で周遊できる回廊の整備に努めます。

4-3 緑あふれある道づくり

1) 道路緑化・緑のネットワーク化の推進

○中心市街地の初雁公園等の拠点と伊佐沼を結ぶ道路緑化など緑のネットワーク化を推進します。

6-1 川越の歴史シンボルとなる城址公園等の整備

1) 川越城址の整備・活用 **重点4**

○川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。

2) 歴史的文化的遺産の保全 **重点4**

○歴史に培われた市街地の魅力を高めるために、川越城本丸御殿や時の鐘等に代表される市街地内の歴史的文化的遺産の保全を図ります。

※**重点4**は重点計画④の具体的な取組を示す。

(6) 川越市歴史的風致維持向上計画—平成 29 年 3 月改訂版

「川越市歴史的風致維持向上計画」では、初雁公園については、以下のように取り上げている。

○初雁公園は重点区域の中に位置付けており、重点区域では都市計画法に基づく措置として歴史的地区環境整備街路事業による歩行者ネットワークの整備と都市計画道路の見直し検討や、景観法に基づく措置として川越城跡周辺、新河岸川周辺、喜多院周辺についても都市景観形成地域の指定を目指し、景観地区への移行も含めた検討を行う。

—第 4 章 4 重点区域における歴史的風致維持向上に関する取り組み

○川越城本丸御殿及び家老詰所と三芳野神社社殿及び末社蛭子社・大黒社は県指定文化財であり、かつ歴史的風致形成建造物に指定されており、適切な修理等を進める。

—第 5 章 1 文化財等の保存又は活用に関する事項

(7) 第二次川越市観光振興計画—平成 28 年 3 月

「第二次川越市観光振興計画」では、初雁公園については、以下のような施策が関連する施策となっている。

第 4 章 川越市の観光施策

施策	施策概要
施策 2 歴史的価値がある建築物の活用	歴史的風致維持向上計画に記載された、旧山崎家別邸などの歴史的な建築物を、観光資源として活用していきます。 (抜粋)
施策 1 7 小・中学校の校外学習の推進	校外学習の利用促進を図るため、市内外の学校に対して積極的にPRを行います。また、海外からの教育旅行を誘致するための取組も行います。
施策 2 6 共通のテーマを生かした広域観光の推進	かつての川越藩領に含まれていた自治体等をはじめ、歴史的背景や地域の特色など、共通するテーマを生かした広域観光について関係する自治体と連携し、推進していきます。
施策 4 3 歴史的建造物の保存	時の鐘、川越城本丸御殿、蔵造り資料館などの歴史的建造物の保存を図ります。
施策 4 5 パークアンドライドの推進	郊外型駐車場を活用し、パークアンドライドの利用促進につながる取組を実施します。 また、市街地における交通円滑化を進めるため、普通車や観光バスを受け入れる郊外型駐車場の拡大・新設等を検討します。
施策 4 7 コミュニティ・サイクルの活用	川越市自転車シェアリングの観光への活用を図るため、観光客の利用ニーズの把握、サイクルポートの配置の適正化を検討します。
施策 5 3 回遊性の向上	蔵造りの町並み周辺の街路を整備し、歴史的建造物を結ぶ回遊路を形成することで、観光客の回遊性の向上を図ります。

2-3-2. 上位関連計画の整理

2-3-1 での(1)～(7)での上位関連計画を整理すると以下のとおりである。

- ① 川越城富士見櫓を含む川越城址について城址公園としての整備を検討する。
- ② 川越城本丸御殿の保全を図る。
- ③ 川越の歴史シンボルとなる城址公園を観光や教育の場として活用する。
- ④ 県指定文化財川越城本丸御殿と家老詰所及び三芳野神社社殿と末社蛭子社・大黒社を歴史的風致形成建造物として保全を図る。
- ⑤ 川越城富士見櫓跡を復元整備し、初雁公園周辺区域を一体的に整備することによって、エリアの広がり、つながりを創出する。
- ⑥ 初雁公園と川越城跡を含む一体が、川越市歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる。
- ⑦ 初雁公園と川越城跡を含む一体を、中心市街地の多くの歴史的文化的遺産とつなぎ小江戸回廊を形成する。
- ⑧ 初雁公園や仙波河岸史跡公園の充実など歴史的環境ネットワークを形成する。
- ⑨ 初雁公園等と新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを結ぶ緑のネットワーク化を推進する。
- ⑩ 初雁公園に近接する郊外型駐車場との連携やコミュニティ・サイクルの活用を進める。

2-4. 川越市の環境特性の整理

2-4-1. 川越市の自然的環境、社会的環境、歴史的環境と景観特性

川越市の環境特性から関連する部分を抽出すると以下のとおりである。

(1) 自然的環境

1) 地勢

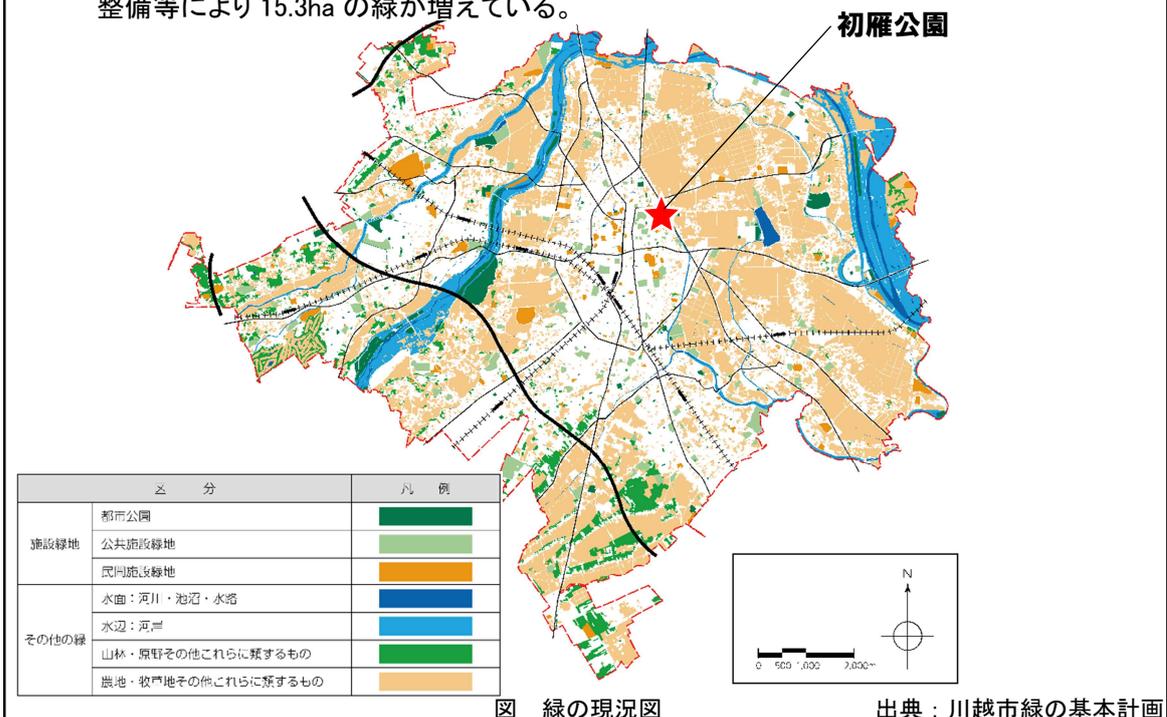
- 川越市の地形は、武蔵野台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。
- 武蔵野台地の北東端に城が築かれ、市の中心市街地は台地の北部から南部に延びるかたちで発展してきた。
- 川越城は、江戸に一番近い北辺の守りとして重視され、大きな川を渡ることなく陸路で江戸に通じ、また、新河岸川による舟運の便も良かったという地理的利点が、江戸への物資の供給拠点として、川越の発展を支えた。

2) 植生

- 武蔵野台地上は、クヌギ-コナラ群落が点在しており、畑や果樹園の周辺にアカマツ植林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が見られる。
- 荒川及び入間川沿いの低地は水田雑草群落の田園地帯が広がっている。

3) 緑

- 川越市における緑の現況面積は、平成 26 年 3 月時点で 5,664.9ha、市域面積の 51.9%を占めている。農地・牧草地その他これらに類するものが 3,894.9ha(68.8%)で最も多く、都市公園は、平成 29 年 3 月時点で 165.1ha(2.8%)となっている。
- 平成 17 年から 26 年の緑の変化を見ると、306.5ha の緑が減少している一方、都市公園の整備等により 15.3ha の緑が増えている。



(2) 社会的環境

1)人口

- 川越市の人口は、352,232人(平成29年8月1日現在)であり、昭和30年は10万人程度であったものが、3倍以上に拡大している。
- 高齢人口比率は平成29年には25.8%と急激に増加し、年少人口比率は12.6%と大幅に低下している。

2)土地利用

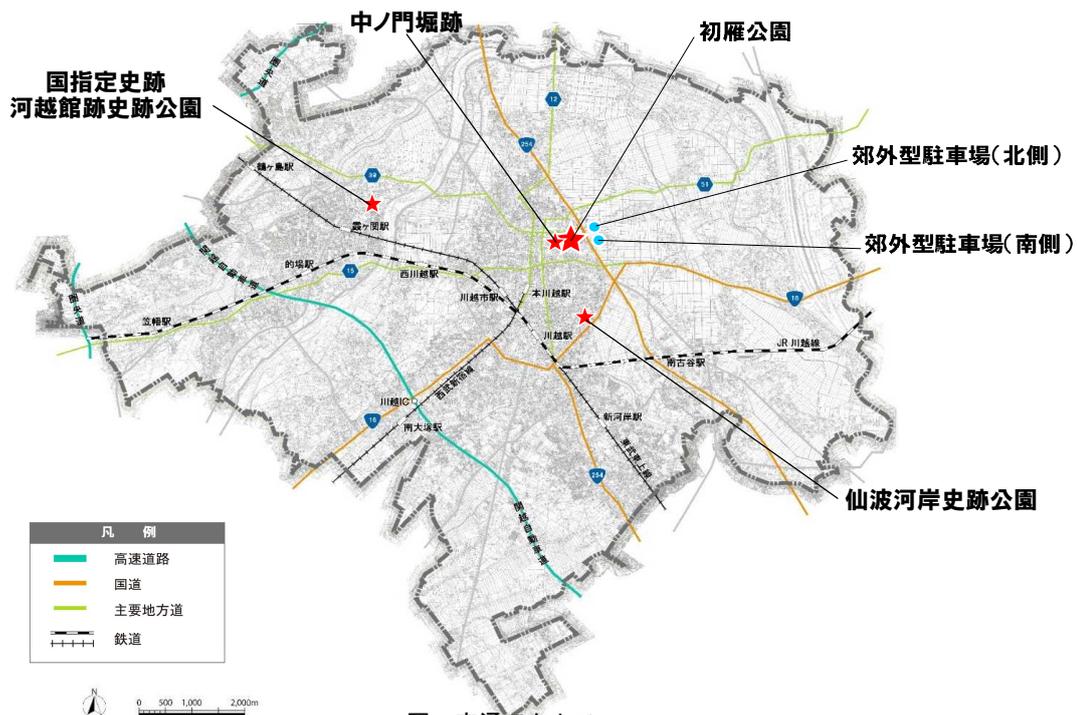
- 川越市の地目別土地利用は、平成28年3月時点で「宅地」が31.9%、「田」が19.2%、「畑」が16.0%、「その他」が20.5%となっている。
- 平成28年と平成23年を比較すると宅地が3.6%増加し、農地は2.9%、山林は9.0%と減少している。

3)都市公園

- 川越市内の都市公園は、平成29年3月時点で318箇所165.1ha、市民1人当たりの都市公園面積は、4.7㎡となっている。
- 歴史公園は、川越城中ノ門堀跡、仙波河岸史跡公園、国指定史跡河越館跡史跡公園の3箇所となっている。

4)交通

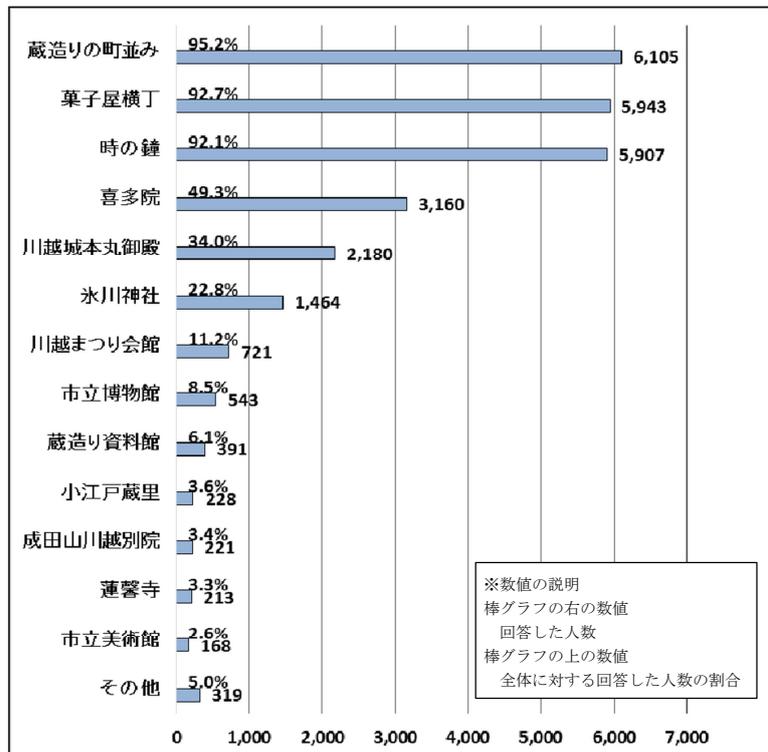
- 川越市には東武東上線、JR川越線、西武新宿線の3つの鉄道が乗り入れ、道路は関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡道が市北部に接して通っている。
- 鉄道、自動車とも広域からのアクセス性に優れている。



5) 観光

- 平成 28 年の観光客数は 704 万人、そのうち外国人入込観光客数は 17 万 1 千人で、前年比で 43.7%増加した。
- 平成 28 年度アンケート調査では、主要観光地点(喜多院、時の鐘、菓子屋横丁、川越市立博物館)から約 34%の観光客が川越城本丸御殿を訪れた。

立ち寄り観光地



出典：平成 28 年 川越市観光アンケート調査報告書

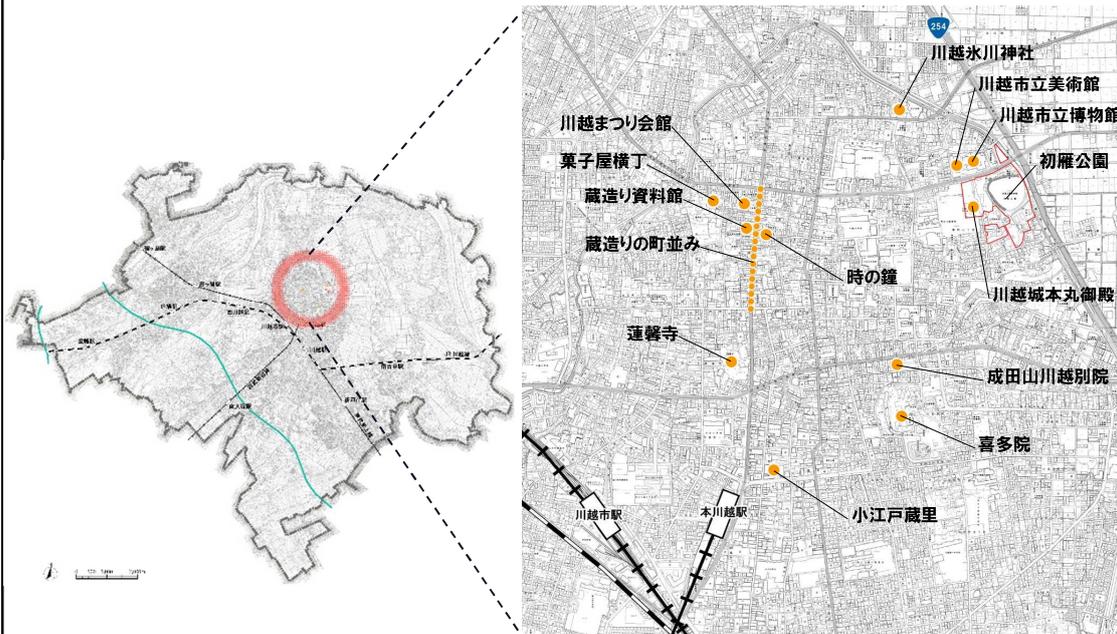


図 立ち寄り観光地

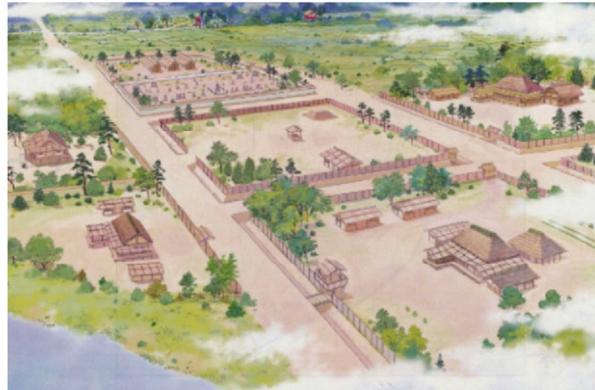
(3) 歴史的環境

1) 古代

- 武蔵野台地上には旧石器時代以来古墳時代まで人々が生活を営んできたことをうかがうことができる多くの遺跡が点在している。
- 律令時代には、武蔵国入間郡役所である「入間郡衙」があったとされる。
- 河越氏の祖先秩父氏は、12世紀中ごろ、武蔵国内で大きな影響力を持つようになった。

2) 中世

- 河越館跡は平安末期に土着した平氏の一族(河越氏)の居館の跡で、当主の重頼は永暦元年(1160)頃には川越地方の荘官となった。
- 嘉禄2年(1226)には河越重員が武蔵国留守所総検校職に鎌倉幕府から任命された。この職は代々秩父一族が勤めていたが、代わって河越氏が補任された。河越氏は武蔵国の有力御家人としての地位を確立した。
- 扇谷上杉持朝は、太田道真・道灌父子らに命じて長禄元年(1457)に、江戸城・川越城を築城させた。(川越城に関してはP. 20 参照)
- 室町時代中期、扇谷・山内両上杉氏の抗争において、川越城に立て籠もる扇谷上杉氏に対し、山内上杉氏が河越館に陣を築いた。
- 河越館は、豊臣秀吉が全国統一する天正18年(1590)まで館としての機能を残していた。
- 鎌倉時代から戦国時代末までの約400年間にわたって、利用されてきた。河越館跡は、昭和59年(1984)に国指定史跡となった。



中世の河越館を想像した図 出典：川越市 HP

3) 近世

- 川越は江戸に最も近い城下町であり、江戸城北辺の守りの地として、また豊富な物資の供給地として重要だったため、有力な大名が配置された。
- 初代藩主酒井重忠は、諸方から行商人を集住させて、城下町の整備を進めようとした。
- 寛永15年(1638)の大火の翌年藩主となった松平信綱は、城の規模を拡大し、十カ町四門前といわれる城下町の町割が整備された。さらに川越街道、新河岸川舟運の開設、野火止用水の開削による新田開発などその実績にはみるべきものが多かった。
- 松平大和守家は斉典の時代には最大の17万石を数え、7代約100年にわたって藩主をつとめた。

4)近代以降

- 明治4年(1871)、川越藩は廃藩置県によって廃止され、川越城は、城郭としての役割を失い、次第に取り壊されていく。
- 明治26年(1893)には町の3分の1を焼失する大火(川越大火)にみまわれるが、その後商人たちは防火性能の高い蔵造りを取り入れ、明治40年(1907)頃までに今日残るような蔵造りの重厚な町並みが形成された。

5)文化財

- 指定文化財として国指定が13件、県指定が40件、市指定が197件、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定が1件、登録有形文化財が12件、登録記念物が1件、総計264件(平成29年2月現在)の文化財が所在する。

(4) 景観特性

1)歴史的景観

- 近世城下町を基盤とした町割は、ほぼそのままに継承されている。
- 川越城跡や喜多院周辺の文化財、河越館跡、新河岸川沿いの上・下新河岸や仙波河岸、川越街道沿いの地割など、市内随所に歴史的景観の要素が見られる。

2)自然的景観

- 水田や畑地、河川や樹林など多様な要素に恵まれている。
- 市街地を取り囲む耕作地、入間川や新河岸川などの大小さまざまな河川は、特徴的な要素となっている。

2-4-2. 川越市の環境特性の整理

2-4-1での(1)～(4)の関連する環境特性を整理すると以下のとおりである。

(1) 自然的環境

- ① 川越市の地形は台地と低地に区分され、武蔵野台地の北東端に川越城が築かれた。
- ② 武蔵野台地には、クヌギ-コナラ群落、畑、果樹園と植林、低地は水田雑草群落の田園地帯が広がっている。
- ③ 市域の51.9%が緑で、このうち農地等が68.8%に対し、都市公園は2.8%となっている。

(2) 社会的環境

- ① 蔵造りの町並みなどに 700 万人を越える観光客が訪れた。立ち寄りアンケートによると立ち寄り観光地のうち川越城本丸御殿にも 34.0%の人が訪れた。
- ② 川越市の人口は 35 万人で、高齢人口比率が 25.8%と急激に増加している。
- ③ 川越市の土地利用は、宅地が 31.9%、田が 19.2%、畑が 16.0%で 5 年間で宅地が 3.6%増加している。
- ④ 都市公園は 318 箇所、165.1ha、市民 1 人当たり 4.7 m²、歴史公園が 3 箇所となっている。
- ⑤ 鉄道、自動車とも都心部など広域からのアクセスが良好である。

(3) 歴史的環境

- ① 旧石器時代から人々が住み、12 世紀中頃、河越氏の祖先秩父氏は武蔵国内で大きな勢力を持つ。
- ② 河越館は河越氏の時代を経て約 400 年にわたって利用され、その跡は国指定史跡となった。
- ③ 扇谷上杉持朝は、太田道真・道灌父子らに命じて長禄元年（1457）に、江戸城・河越城を築城させた。これと共に、川越の中心は、入間川東部の現在地に移った。
- ④ 川越は江戸に最も近い城下町で、江戸城北辺の守りの地として、また、豊富な物資の供給地として重要で、有力な大名が配置された。
- ⑤ 川越藩主松平信綱は、十カ町四門前の町割の実施、川越街道の整備、新河岸川舟運の開設、野火止用水の開削及び新田開発などの基盤づくりを行った。
- ⑥ 明治 26 年（1893）に町の 3 分の 1 を焼失し、商人たちは蔵造りを取り入れ、明治 40 年（1907）頃に蔵造りの町並みが形成された。

(4) 景観特性

- ① 近世城下町を基盤とした町割が継承され、川越城跡や喜多院周辺の文化財、河越館跡、新河岸川沿いの上・下河岸や仙波河岸など随所に歴史的景観の要素が見られる。
- ② 水田や畑地、河川や樹林など多様な自然的景観要素に恵まれている。

2-5. 川越城、城下町、舟運の歴史の整理

2-5-1. 川越城、城下町と舟運の歴史

川越城、城下町、舟運の歴史を整理すると以下のとおりである。尚、舟運については新河岸川舟運が川越藩を物資で支え、江戸の文化が入る原動力となったことより記載している。

(1) 川越城

1) 関東動乱の始まり

- 川越は律令時代には武蔵国入間郡の役所である「入間郡衙」が置かれ、その西側を武蔵国府と都を結ぶ「東山道武蔵路」が通り、交通の要衝であった。
- 平安時代末には桓武平氏の流れをくむ秩父氏の一族が土着し、「河越氏」として鎌倉時代を通して幕府の重臣として活躍した。
- 鎌倉幕府が崩壊し室町幕府が置かれると、関東は鎌倉府が治めたが、長官にあたる「鎌倉公方」とその補佐役の「関東管領」を中心に幕府の出先機関として機能した。
- 鎌倉公方と関東管領はしばしば対立し、時には戦乱にまで発展した。
- 関東管領は將軍の執事であった上杉氏が継承するようになったが、上杉氏も宗家である山内家と宗家筋の扇谷家などがそれぞれ力を持ち、鎌倉府内で勢力を競いあっていた。
- 宝徳元年(1449)幕府は足利持氏の子成氏を鎌倉公方に起用し、関東の統治がはじまった。これを契機に、鎌倉公方と山内上杉氏と扇谷上杉氏による関東一円を舞台にした戦乱の時代が幕を開けた。

2) 川越城築城

- 享徳3年(1454)、足利成氏が関東管領上杉憲忠を謀殺したため、再び戦乱になり、このとき、成氏は鎌倉を幕府方に占拠されたため、下総古河に本拠を置き、以後、成氏は「古河公方」として東関東を支配する一大勢力になった。
- 対する関東平野の西側は山内・扇谷両上杉家が上野国平井と相模国糟屋をそれぞれ本拠として上野・武蔵・相模を支配することになったが、武蔵国内の南半分は実質的に扇谷家の支配域であったと考えられる。



図 15世紀後半の関東

出典：「川越城が知りたい」－川越城本丸御殿保存修理工事の概要－川越市立博物館

- 長禄元年(1457)、扇谷上杉持朝は太田道真・道灌をはじめとする家臣らに命じて川越・江戸に城を築いた。これは古河公方(足利氏)に対する最前線であるとともに、山内上杉家に対して武蔵国内での支配を固める意味もあったと考えられる。
- 築城当時の川越城については、参考となる記録が残っておらず、実態は不明だが、当初の川越城の規模はのちの本丸と二ノ丸を合わせた程度であったらうと想定されている。

3) 扇谷上杉氏時代の川越城(1457～1524年)

- 川越城が築かれた武蔵野地北東端部は、東に荒川低地が広がる比高差5mほどの場所にあたり、古河公方や山内上杉氏の動勢を窺うには最適の場所であり、周辺を多くの街道が往来した交通の要衝でもあった。
- 川越城が築城された頃の陸上交通は、鎌倉時代に整備された鎌倉街道「上道」・「中道」・「下道」が基本になっている。また、川越と江戸を結ぶいわゆる「川越街道」が整備され、上道を補完する役割を果たしていた。
- 川越城が築かれた場所は南と北に自然の谷が入り込んだ台地の突出部であり、自然地形での最高所である西大手門と南北の谷の底との比高差は7m前後にもなり、このような地形を利用して、堀割で区画して曲輪をつくることで城が築かれていったと想像される。

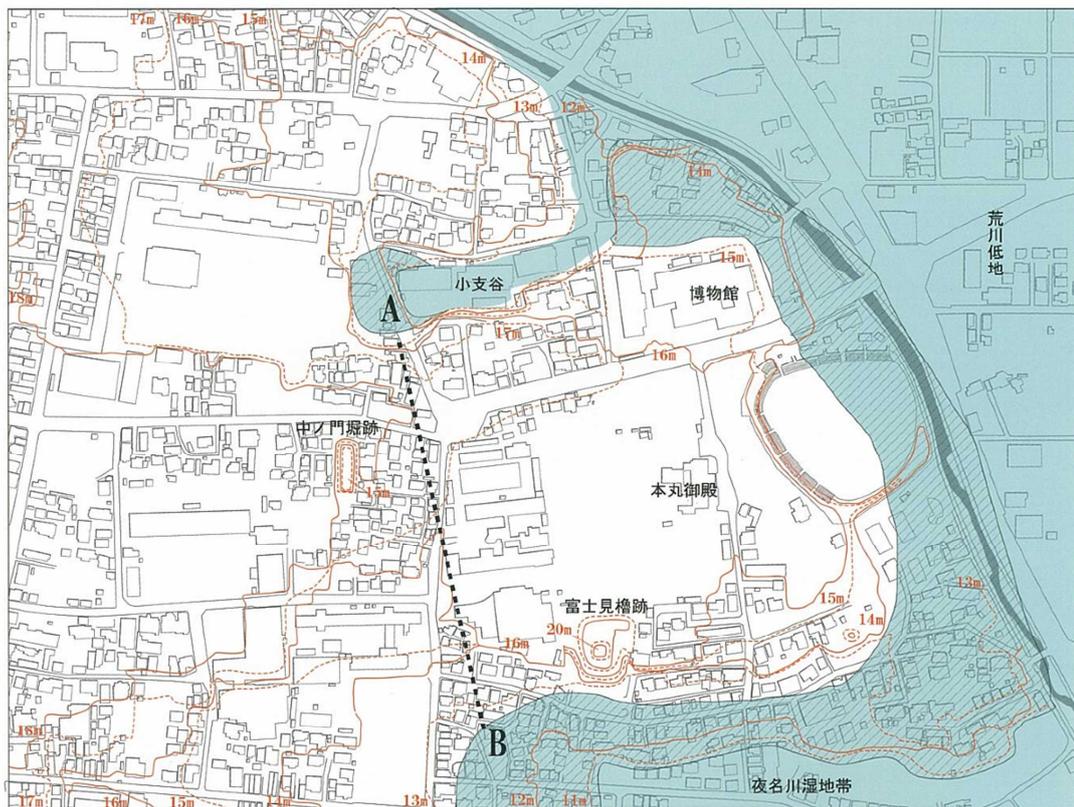


図 川越城周辺の地形

出典：「川越城が知りたい」－川越城本丸御殿保存修理工事の概要－川越市立博物館

※「旧地形のそれぞれの谷頭をA-Bのラインで切る（堀などで区画する）と3方を低地で囲まれた東西300m、南北400mほどの大きな区画ができ、扇谷上杉氏が築城した川越城はこのような城だったかもしれません。」－上記出典の記述より

4) 後北条氏時代の川越城(1524～1590 年)

- 大永 4 年(1524)、北条氏綱は扇谷上杉朝興の江戸城を落とすと、翌年岩付城を占拠し、天文 4 年(1535)には朝興が逃げ込んだ川越城を包囲した。天文6年(1537)に朝興が没して子朝定が家督を継ぐと、氏綱は川越城を攻め落して朝定を松山城へと追いやった。
- 川越城を追われた朝定は山内上杉憲政・古河公方足利晴氏を擁し、北条氏綱の川越城を攻めるが、撃退される。この戦いを「河越合戦(夜戦)」という。
- 後北条氏は川越城を、北関東を制圧するための補給基地とした。古参の家臣大道寺氏が配置され、城の修築が行われた。本丸、二ノ丸、三ノ丸、八幡曲輪の部分で構成されていた。

5) 近世型城郭への転換(江戸時代)

- 川越は江戸に最も近い城であり、家康の重臣酒井重忠が配され城下町川越の基礎がつけられはじめた。
- 寛永 16 年(1639)老中松平信綱が川越城主になり、慶安3年(1650)から本格的に城の改修がはじまって明暦2年(1656)頃までに完成した。「新曲輪」や「帯曲輪」などが造られ、近世川越城が完成した。
- 松平齊典の天保 12 年(1841)に川越藩最大の石高 17 万石となり、嘉永元年(1848)には巨大な御殿建築である本丸御殿を完成させた。その後 17 万石の石高は松平直克が藩主の時の慶応 2 年(1866)まで続いた。

表 川越城関連年表

時代	年号	西暦	藩主	関連事項
室町時代	長禄元年	1457		太田道真・道灌父子、上杉持朝の命により川越城を築く。
	天文6年	1537		北条氏康、川越城を攻略する。
	天文15年	1546		上杉憲政・朝定、古河公方足利晴氏を擁して川越城の北条綱成を攻める。北条氏康来援して上杉・足利連合軍を破る。(河越合戦(夜戦))
安土桃山時代	天正4年	1576		大道寺政繁、北条氏政の命により川越城を修築する。
	天正18年	1590	酒井家 酒井重忠	酒井重忠、川越城に入封、1万石を拝領する。
江戸時代	慶長14年	1609	酒井家 酒井忠利 酒井忠勝	酒井忠利、川越に入封、2万石を拝領する。
	寛永12年	1635	堀田家 堀田正盛	堀田正盛、川越藩主となる。(3万5千石)
	寛永15年	1638		川越に大火が起こり、城と城下の大半を焼失する。
	寛永16年	1639	松平(大河内)家 松平信綱	松平信綱、川越藩主となる。(6万石)
	慶安3年	1650		川越城修築工事を開始する。
	承応元年	1652		川越城惣廻りの土手が築かれる。
	承応2年	1653		川越城大手門が建つ。
	明暦2年	1656		三芳野天神社修復工事が竣工する。
	元禄7年	1694	柳沢(松平)家 柳沢吉保	柳沢吉保、川越藩主となる。(7万2千石余)
	元禄14年	1701		川越地方に水害が起こり城中の堤なども崩壊する。
	享保13年	1728	秋元家 秋元喬知 秋元喬房 秋元喬求 秋元涼朝	川越領内各所に洪水が発生する。城内虎櫓が損壊する。
	享保14年	1729		城下に火事が発生する。
	明和4年	1767	松平(越前)家 松平朝矩	松平朝矩、川越藩主となる。
	天明5年	1785		富士見櫓の修復が始まる。
	天保12年	1841	松平直恒 松平直温	松平齊典が2万石の加増を受け、川越藩領が最大の17万石となる。
	嘉永元年	1848	松平齊典	川越城本丸に御殿が再建される。
	安政2年	1855	松平典則	安政大地震により、富士見櫓が崩れる。
	慶応元年	1865	松平直候 松平直克	川越藩、川越城の地理、建物などを幕府に調査録上する。
	慶応2年	1866	松井(松平)家 松平康英 松井康載	松平康英、川越藩主となる。(8万石)

出典：「川越城」－川越市立博物館を加工

表 川越藩主歴代表

藩主	石高	在城年代	役職
酒井家 酒井 重忠	10,000	天正 18～慶長 6. 3. 3 移	
酒井家 酒井忠利	20,000 27,000	慶長 14. 9. 23～元和 2. 7 加 元和 2. 7～元和 5. 10 加	留守居
酒井忠勝	37,000 80,000 100,000	元和 5. 10～寛永 4. 11. 14 没 寛永 4. 11～寛永 9. 9. 19 加 寛永 9. 9. 19～寛永 11. ⑦. 6 移	老中 (のち大老)
堀田家 堀田正盛	35,000	寛永 12. 3. 1～寛永 15. 3. 8 移	老中
松平(大河内)家 松平信綱	60,000 75,000	寛永 16. 1. 5～正保 4. 7. 5 加 正保 4. 7. 5～寛文 2. 3. 16 没	老中
松平輝綱 松平信輝	75,000 70,000	寛文 2. 4. 18～寛文 11. 12. 12 没 寛文 12. 2. 9～元禄 7. 1. 7 移	
柳沢(松平)家 柳沢吉保	72,030 92,030 112,030	元禄 7. 1. 7～元禄 10. 7. 26 加 元禄 10. 7. 26～元禄 15. 3. 9 加 元禄 15. 3. 9～宝永 1. 12. 21 移	側用人 大老格
秋元家 秋元喬知	50,000 60,000	宝永 1. 12. 25～正徳 1. 12. 1 加 正徳 1. 12. 1～正徳 4. 8. 14 没	老中
秋元喬房 秋元喬求 秋元涼朝	60,000 60,000 60,000	正徳 4. 9. 29～元文 3. 9. 5 没 元文 3. 10. 28～寛保 2. 4. 3 致 寛保 2. 4. 3～明和 4. ⑨. 15 移	奏者番 老中
松平(越前家)家 松平朝矩 松平直恒 松平直温 松平齊典	150,000 150,000 150,000 150,000	明和 4. ⑨. 15～明和 5. 6. 10 没 明和 5. 7. 29～文化 7. 1. 18 没 文化 7. 3. 14～文化 13. 7. 23 没 文化 13. 8. 27～天保 12. 7. 12 加	
松平典則 松平直侯 松平直克	170,000 170,000 170,000	天保 12. 7. 12～嘉永 3. 1. 23 没 嘉永 3. 3. 7～嘉永 7. 8. 13 致 嘉永 7. 8. 13～文久 1. 8. 15 没 文久 1. 12. 6～慶応 2. 10 移	政事総裁職
松井(松平)家 松平康英 松井康載	80,442	慶応 2. 10. 27～明治 2. 4. 10 致 明治 2. 4. 10～明治 4. 7. 14	老中 川越藩知事

注) 没は死没、到は到仕(官職を退いて引退)、加は加封、移は移封の略。○で囲った数字は閏月うるふ(太陰暦で加えられる月)を示す。

出典：川越藩主歴代表 常設展示図録 2013 年版—川越市立博物館

6) 本丸御殿の完成

- 嘉永元年(1848)、本丸御殿は約2年をかけて上棟し、16棟の建物が廊下で結ばれた巨大な御殿建築で、城主の住まいであり、政務を行う場でもあり、来客をもてなす場でもあった。

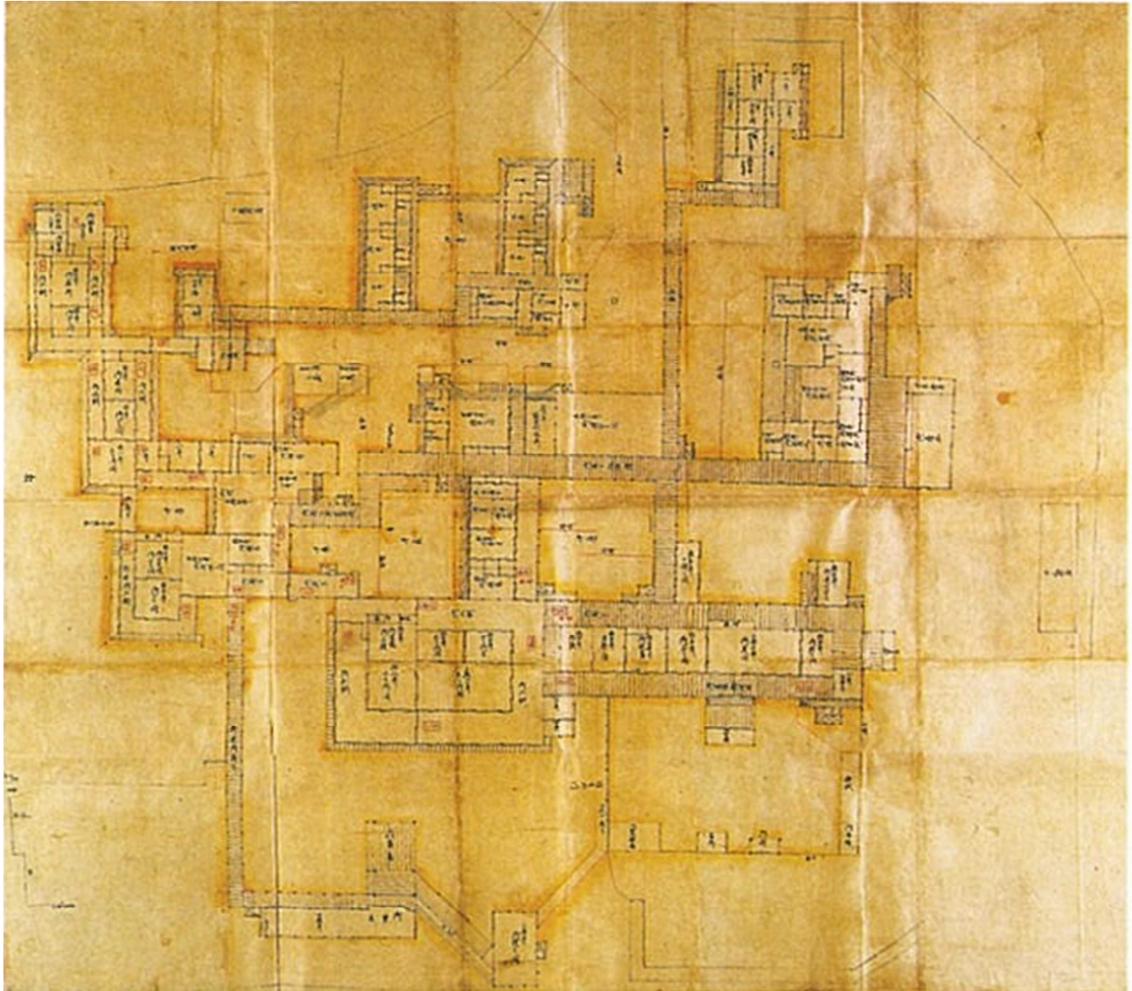


図 本丸住居絵図 (船津家蔵)

7) 明治以降の川越城

- 本丸御殿竣工から 20 年、川越城は城としての役目を終えた。明治 3 年(1870)頃から城郭の廃棄が始まり、明治中期には旧城内のほとんどの土地が払い下げを受けて民有地化した。



図 関東実測図「川越城乃市街」明治 14 年 (1881) (財) 日本地図センター発行

(2) 城下町

1) 松平信綱の城下町整備

- 川越城下町の町割は、川越藩主松平信綱により慶安年間(1648~52)に定められた。武家地は、城の近くに上級の家臣が、城下の出入口の街道筋には足軽組屋敷が配置され、町人地は十ヶ町四門前と言われた。

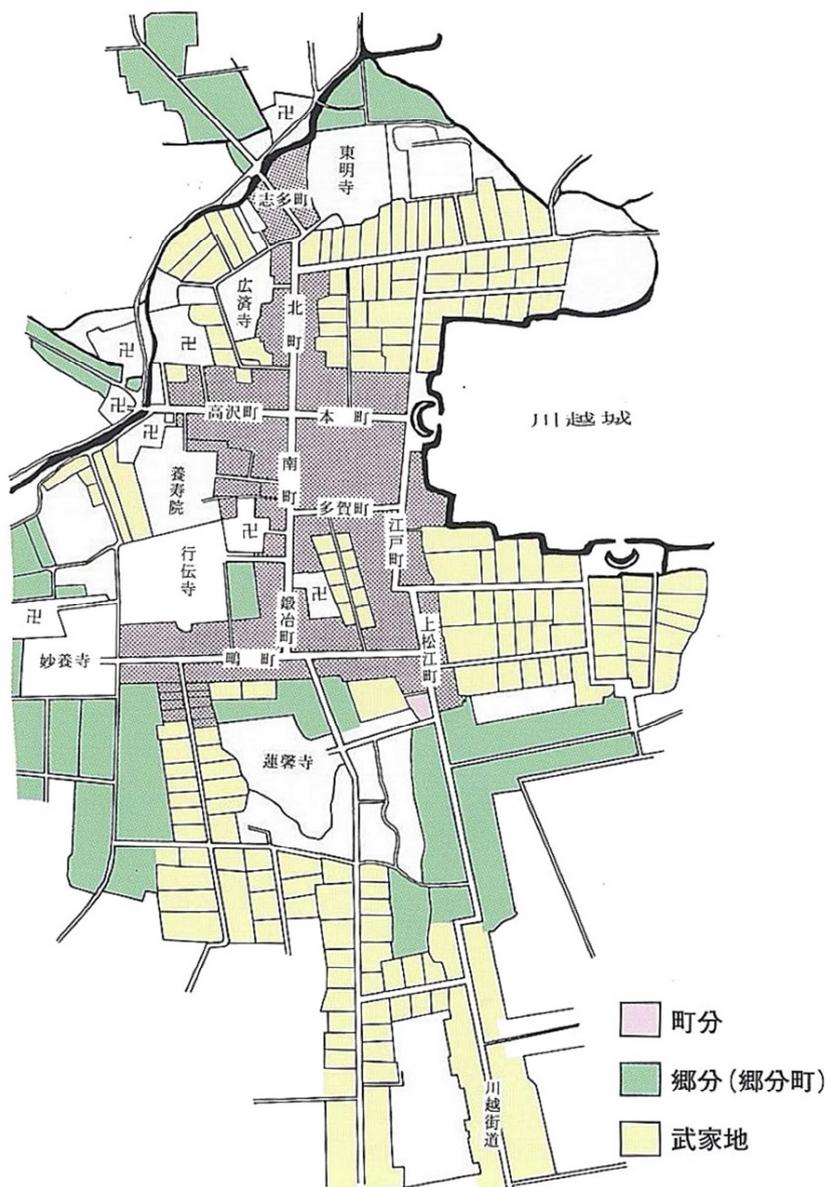


図 川越城下の町割図

出典：「町割から都市計画へ」－平成16年3月 川越市立博物館

2) 享保の大火と町割の変更

- 享保3年(1718)に発生した大火によって、武家屋敷跡や武家地と町屋の境に火除のために杉を植えた。

3) 武家地の拡大

- 武家地は時代によって大きく変化しており、特に南部の川越街道沿いに拡大している。

4) 廃城と跡地の変化

- 明治20年(1887)の記録では、川越城の城跡に学校と官公庁の施設が建設され、土塁と堀の跡地は畑や水田に変化している。

5) 都市の近代化と市街地の変容

- 明治28年(1895)川越・国分寺間に川越鉄道が敷設されたのを契機に、明治39年(1906)川越・大宮間に川越電気鉄道が、さらに大正3年(1914)川越・池袋間に東上鉄道が開通し、物資の流通から人の流れまで大きく変化した。

(3) 舟運

1) 新河岸川の河岸場と舟運の成立

- 川越藩主の松平信綱は、慶安年間(1648～52)に寺尾村の一部を「新河岸」として独立させ、同藩が新河岸川を利用して恒常的に船問屋に命じて江戸まで「蔵物」を輸送した。

2) 河岸場のにぎわいと五河岸の成立

- はじめは年貢米などの川越藩や幕府にかかわる品物が主だったが、次第に農産物や建築材料等が江戸に送られた。安永5年(1776)積荷をめぐる河岸問屋と川越町人との争いがあり、川越五河岸(扇河岸・上新河岸・下新河岸・牛子河岸・寺尾河岸)が協働して運賃を統一し、会所を設置するなど、五河岸というまとまりが生まれる契機となった。

3) 江戸後期の舟運

- 天保2年(1831)以降、乗船した翌日の朝には江戸へ到着する早船の登場は、舟運の活躍する場所を広げる新たな動きだった。

4) 明治の舟運とその終焉

- 明治20年代以降、各地で鉄道が開設され始めるが、安価で大量の荷物を運ぶ舟運は、依然として重要な輸送手段だった。しかし、大正3年(1914)に池袋～川越間に東上鉄道(現在の東武東上線)が開設されると、鉄道が輸送の中心になった。

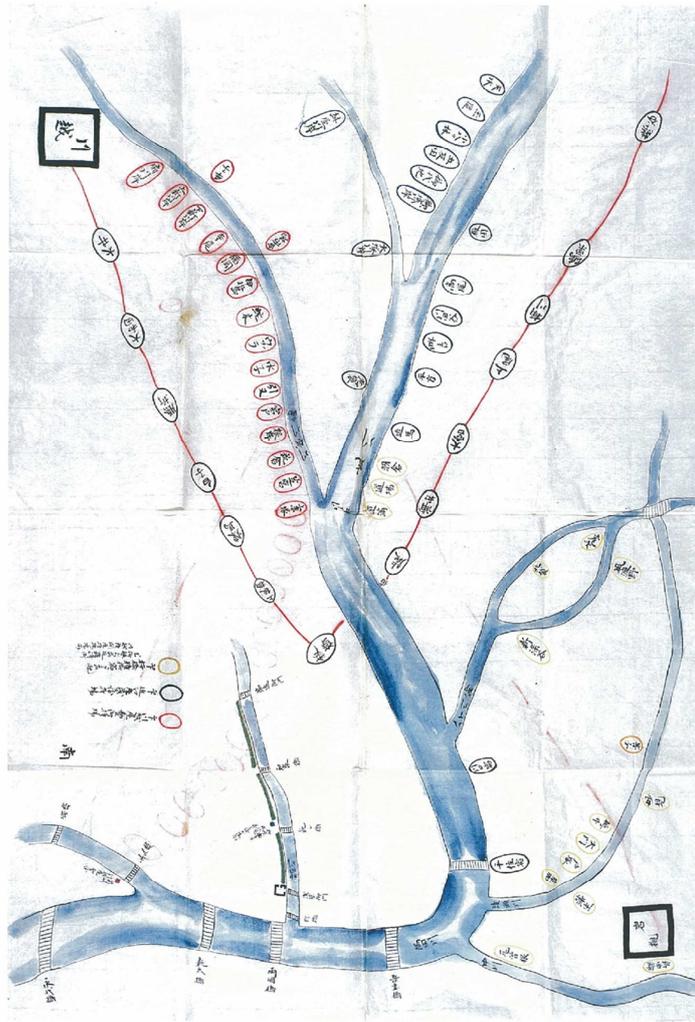


図 新河岸川・荒川筋河岸持場絵図 安政2年(1855) 井上誠一郎氏蔵

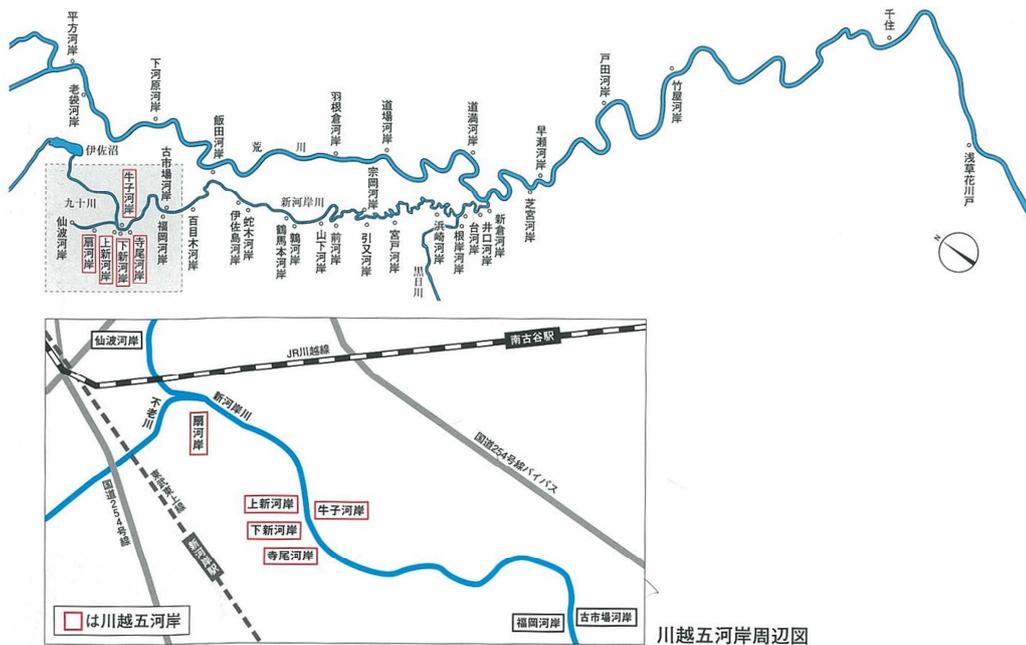


図 新河岸川・荒川の河岸場 平成24年(2012) 川越市立博物館

2-5-2. 川越城、城下町と舟運の歴史の整理

2-5-1 での(1)～(3)の川越城、城下町と舟運の歴史を整理すると以下のとおりである。

(1) 川越城

- ① 長禄元年(1457)、扇谷上杉氏の命により太田道真・道灌らが城を築いたが、当初の規模は本丸と二ノ丸を合わせた程度と想定されている。
- ② 川越は江戸に最も近い城であったため、家康の重臣酒井重忠が配され城下町川越の基礎がつくられはじめた。
- ③ 老中松平信綱が川越城主になり、慶安3年(1650)から本格的に城の改修がはじまって明暦2年(1656)頃までに完成した。
- ④ 松平齊典の天保12年(1841)に石高17万石となり、嘉永元年(1848)には、巨大な御殿建築である本丸御殿を完成させた。その後17万石の石高は松平直克の時代の慶応2年(1866)まで続いた。
- ⑤ 本丸御殿竣工から20年、川越城は城としての役目を終えた。
- ⑥ 明治3年(1870)頃から城郭の廃棄が始まり、明治中期には旧城内のほとんどの土地が払い下げを受けて民有地化した。

(2) 城下町

- ① 川越城下町の町割は、川越藩主松平信綱により慶安年間(1648～52)に定められた。
- ② 武家地は時代によって大きく変化した川越街道沿いに拡大している。
- ③ 明治28年(1895)川越鉄道、明治39年(1906)川越電気鉄道、大正3年(1914)東上鉄道が開通し、物資と人の流通が大きく変化した。

(3) 舟運

- ① 川越藩主松平信綱は、慶安年間(1648～52)に河岸場を取り立てた。
- ② はじめは年貢米などが主だったが、次第に農産物や建築材料等が江戸に送られ、川越五河岸が生まれた。
- ③ 天保2年(1831)以降、早船の登場は、舟運の活躍する場所を広げる新たな動きだった。

2-6. 初雁公園整備区域と周辺区域の現況と課題整理

2-6-1. 初雁公園整備区域と周辺区域の現況

初雁公園の概要と初雁公園整備区域及び周辺区域の現況を整理すると以下のとおりである。

(1) 初雁公園の概要

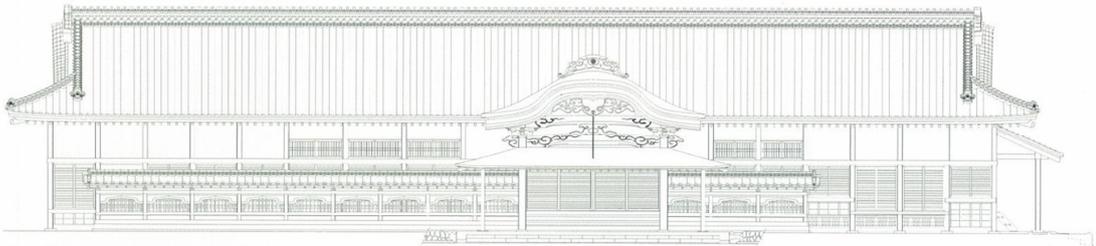
都市計画決定面積	4.8ha
開設面積	4.5ha
都市計画決定年月日	昭和 26 年 11 月 9 日
公園種別	運動公園
主な施設	野球場、水泳プール、遊具広場、本丸御殿
野球場の概要	
面積	約 1.6ha
施設概要	両翼 91m、中堅 110m、観客席数 4,000 人
水泳プールの概要	
面積	約 0.4ha
施設概要	大プール、中プール、小プール、幼児プール
経緯	昭和 26 年 11 月 都市計画決定 昭和 26 年 8 月プール、昭和 27 年 6 月野球場 供用開始

(2) 文化財・歴史的遺構

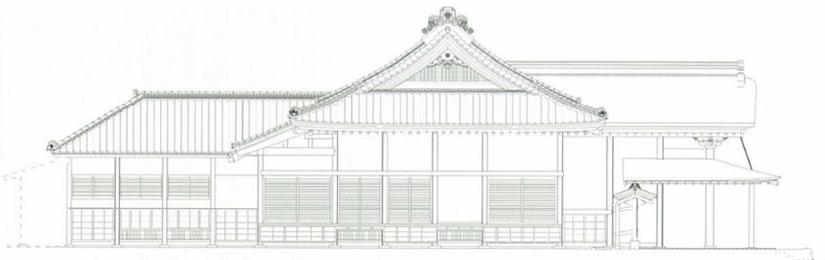
1) 指定文化財			
<ul style="list-style-type: none"> 川越城址は初雁公園を含む県指定史跡川越城跡となっている。 川越城本丸御殿及び家老詰所は県指定建造物となっている。 三芳野神社社殿と末社は県指定建造物、三芳野神社は市指定史跡となっている。 			
□初雁公園内			
種別	名称	所有者等	指定年月日
県指定史跡	川越城跡	川越市他	大正 14 年 3 月 31 日
県指定建造物	川越城本丸御殿及び家老詰所	川越市	昭和 42 年 3 月 28 日 平成 3 年 3 月 15 日
□初雁公園周辺区域			
種別	名称	所有者等	指定年月日
県指定史跡	川越城跡	川越市他	大正 14 年 3 月 31 日
県指定建造物	三芳野神社社殿及び末社蛭子社・大黒社 付 明暦二年の棟札一枚	三芳野神社	昭和 30 年 11 月 1 日 平成 4 年 3 月 11 日
市指定史跡	三芳野神社	三芳野神社	昭和 33 年 3 月 6 日

2) 川越城本丸御殿

- 弘化3年(1846)、城主御殿であった二ノ丸御殿が焼失し、当時の城主松平齊典は城主御殿の再建先を本丸に選んだ。これは本丸が更地であったためと考えられる。
- 嘉永元年(1848)、本丸御殿は約2年をかけて上棟したが、計16棟の建物が廊下で結ばれた巨大な御殿建築で、城主の住まいであり、政務を行う場でもあり、来客をもてなす場でもあった。
- 嘉永元年(1848)に上棟した川越城本丸御殿は、昭和42年(1967)埼玉県指定有形文化財になり、その際にはじめての大規模な解体修理工事が行われた。
- 平成20～22年度に『可能な限りの復元を行う』方針で保存修理工事が行われた。
- 現存する川越城本丸御殿は、桁行19間、梁行5間、入母屋造り、棧瓦葺きで、玄関は桁行3間、梁行3間、唐破風造り、銅板葺きとなっている。床面積総合計172.808坪(569.586㎡)である。



東側立面図



南側立面図



北側立面図

出典:「川越城が知りたい!」—平成24年3月 川越市立博物館

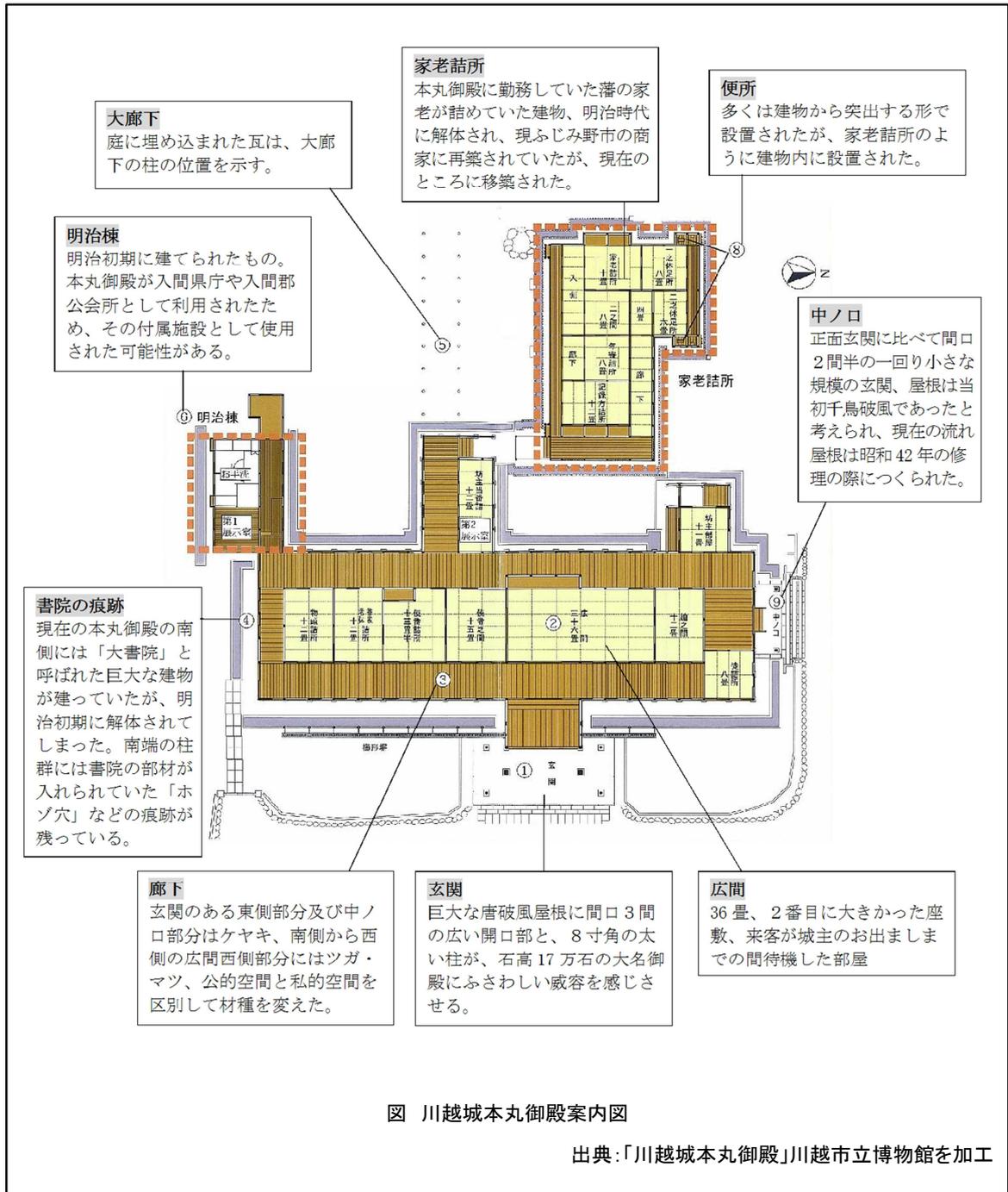


図 川越城本丸御殿案内図

出典：「川越城本丸御殿」川越市立博物館を加工

3) 富士見櫓

- 富士見櫓がいつ頃創建され、どのような変遷をたどったかは、資料が少なく不明である。
- 富士見櫓跡は、二段の段丘から成る方台状の地形を残し、日本丸曲輪の南西隅に位置し、櫓跡の南側に堀跡、北側に土塁の一部が残り、旧川越城内では唯一曲輪の面影を感じさせる空間となっている。
- 前橋市多加谷家に伝わる図面が、「前橋城御門再築設計図」として前橋市立図書館に収蔵されていることがわかった。
- 多加谷家は、松平大和守の家臣であり、各図に記載されている櫓・門の名称が全てかつて川越城内に存在したものと合致していることから川越城の可能性が高いと考えられる。
- 梁間6間、桁行6間、二重二階櫓、本瓦葺き、正面玄関付き、基壇で、高さは基壇から棟木上端まで 36.0 尺・10.91m)となっていることがわかった。
- 設計図をもとに富士見櫓の復元イメージ図が作成された。

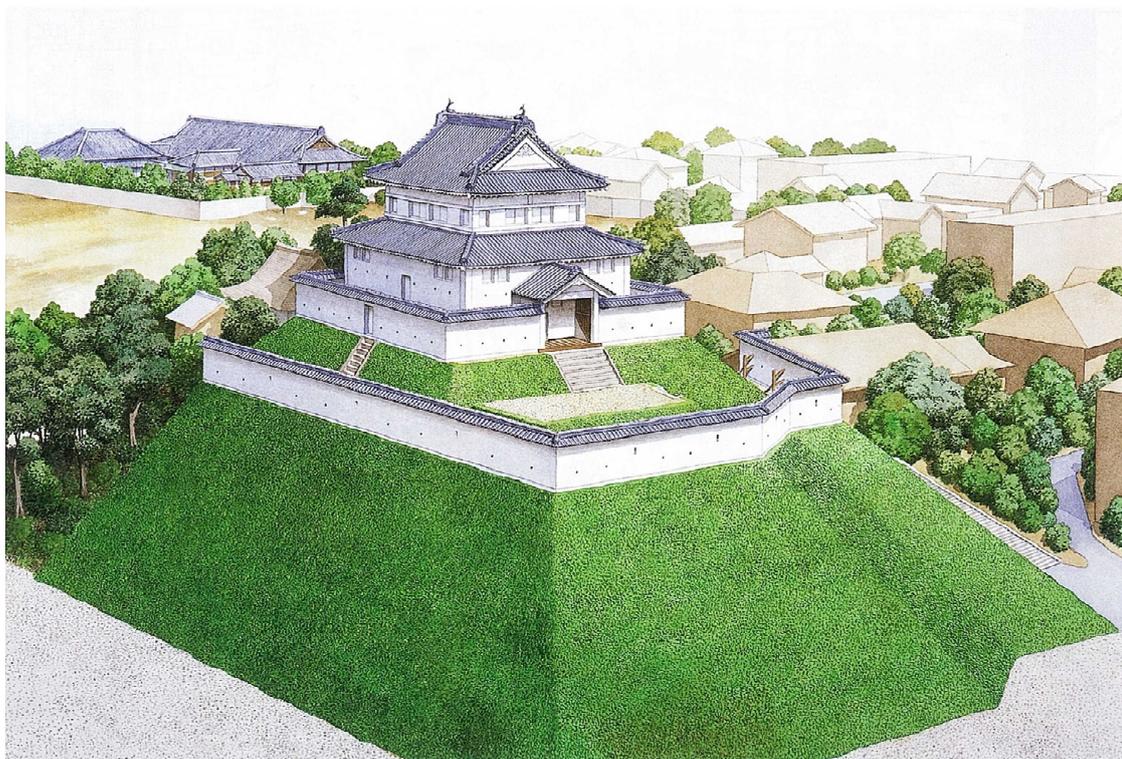


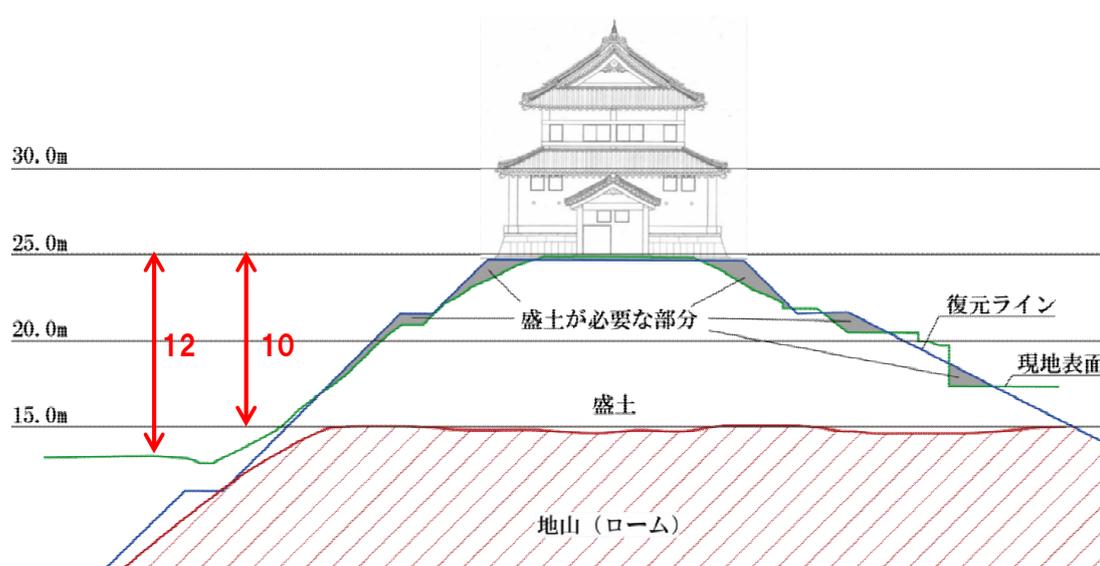
図 富士見櫓復元イメージ図

出典：川越城富士見櫓復元基本設計報告書

□ 富士見櫓復元に係る文化財保護に関する諸問題

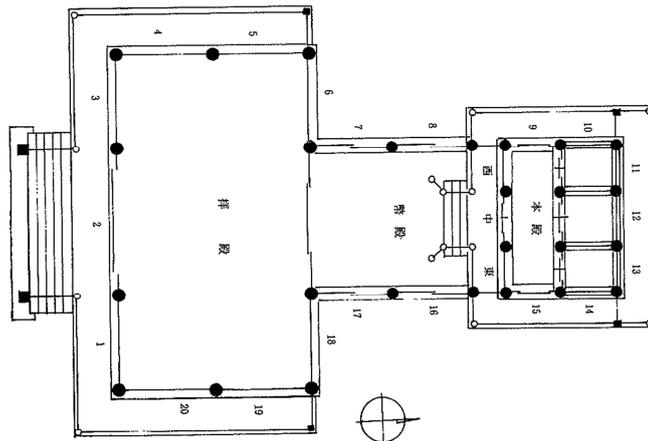
富士見櫓跡地は県指定史跡「川越城跡」の範囲内にあり、遺構に影響を及ぼす恐れのある行為は慎重に検討を重ねていく必要がある。また、富士見櫓跡地は、史跡川越城跡の本質的価値を構成する要素でもあることから、保存を主に検討する必要がある。このような中で次のような諸問題がある。

- ① 富士見櫓が建てられていた櫓台(土塁)は、ボーリング調査の結果、高さ12mの内、10mまでは人工的な盛土ということが判明しているが、現在の櫓台の状態、復元した場合は安定性に問題がある。したがって、復元するためには、貴重な文化財である櫓台に、パイル(杭)を打ち込むなどの措置が必要になる。
- ② 現状の富士見櫓台頂上平坦部は東西約12m、南北約13mであるのに対し、富士見櫓復元には、東西、南北とも約15m程度が必要になり、平坦部を拡張する必要がある。現状の櫓台に影響を与えず保存したうえで、斜面部に盛土することは、技術的に難易度が高い。なお、櫓台が小さくなった要因については、盛土が風雨によって流れたこと、明治12年の御嶽神社社殿造営の際に造成されたことなどによって、櫓台の形状が変わっていることに起因すると考えられる。
- ③ 富士見櫓の復元建築が、構造的に建築基準法の要件を満たしていない。

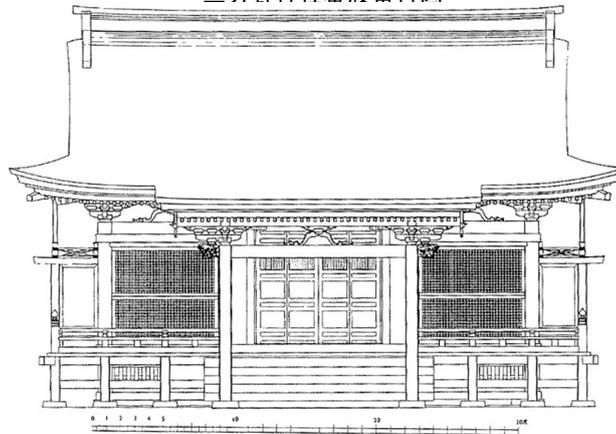


4) 三芳野神社

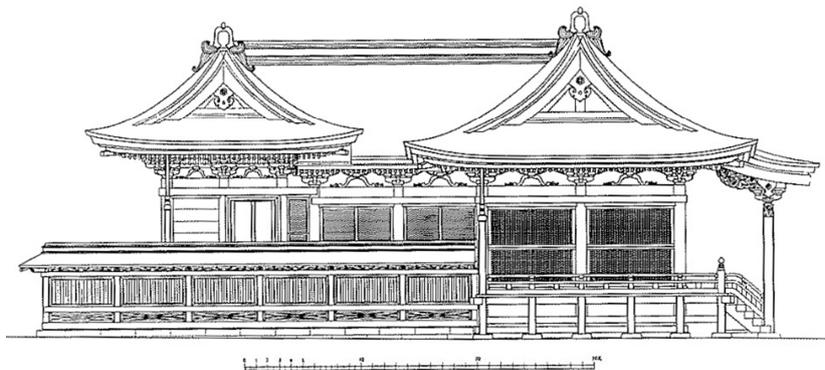
- 大同 2 年(807)の創立と伝えられ、中世太田道灌が川越城の守護神として崇敬した。
- 三芳野神社社殿は寛永元年(1624)、末社蛭子社・大黒社は江戸時代中期に築造された。
- 三芳野神社の社殿は昭和三十年埼玉県指定文化財の建造物として最も早く指定された。
- また、三芳野神社は市指定史跡として、昭和 33 年(1958)に指定されている。
- 細い参道は童唄「通じゃんせ」の歌詞発生の地であるという伝説がある。



三芳野神社墓股番付図



三芳野神社竣工正面図



三芳野神社竣工側面図

出典：「第五回特別展 三芳野神社の社宝」川越市立博物館

5) その他城址の遺構

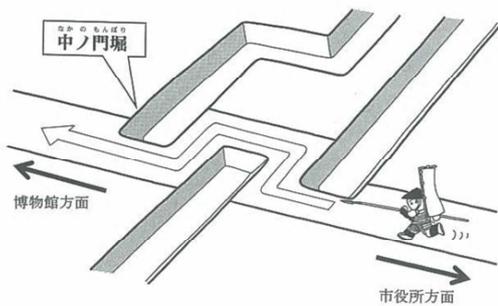
- 川越城本丸御殿以外の遺構として中ノ門堀跡が一部復元されている。
- 重ね図によると道路や地形の勾配などから川越城址が想像できる。(次ページ参照)



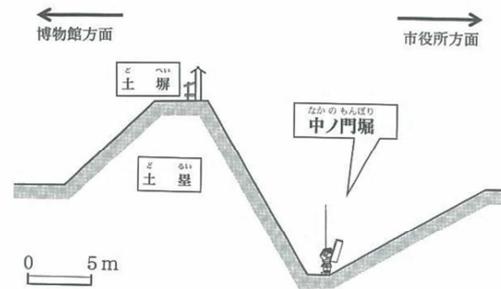
図 中ノ門堀跡・入口の冠木門



図 中ノ門堀跡・堀の本体



中ノ門堀のしくみ(1)



中ノ門堀のしくみ(2)

出典:「川越城」平成 23 年 3 月 川越市立博物館



1 当時の通路跡を想像させる道路



2 当時の通路跡を想像させる道路



3 当時の通路跡を想像させる道路



4 中ノ門堀跡



5 中ノ門堀跡



6 中曲輪の堀と土塁跡を想像させる高低差



7 二ノ丸、三ノ丸の土塁と堀を想像させる高低差



8 二ノ丸の地盤高を想像させる石積み



9 中曲輪の土塁を想像させる高低差



32 八幡曲輪の堀と土塁跡を想像させる高低差



33 追手曲輪の堀と土塁跡を想像させる高低差



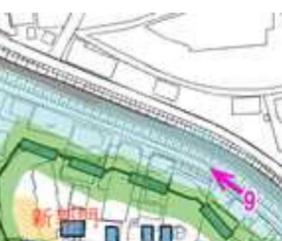
34 追手曲輪の堀と土塁跡を想像させる高低差



14 当時の通路跡を想像させる道路



13 当時の通路跡を想像させる道路



12 当時の通路跡を想像させる道路



11 標柱



10 標柱



31 当時の通路跡を想像させる道路



30 標柱



29 中曲輪の堀と土塁跡を想像させる高低差



28 当時の通路跡を想像させる道路



27 標柱



26 標柱



25 本丸の堀跡を想像させる堀割り



24 富士見櫓跡



23 本丸と八幡曲輪の堀跡を想像させる堀割り



22 富士見櫓跡の平地



21 富士見櫓跡からの眺望



20 八幡曲輪の堀跡を想像させる堀割り



19 本丸の堀と土塁跡を想像させる高低差



15 当時の通路跡を想像させる道路



16 本丸の土塁跡を想像させる地形



17 当時の通路跡を想像させる道路



18 本丸の堀と土塁跡を想像させる高低差



図 重ね図による川越城址の痕跡想像図

(3) 敷地条件

1) 地形

- 現在の公園内外に原地形の地盤が残っていると推測される部分が複数存在する。
- 野球場のグラウンドなど周辺との高低差から原地形の地盤高を想像させる。

2) 土地所有

- 公園内には三芳野神社用地や市道があるなど複雑な土地所有となっている。
- 市道 1225 号線は公園内を南北に通過する生活道路となっている。

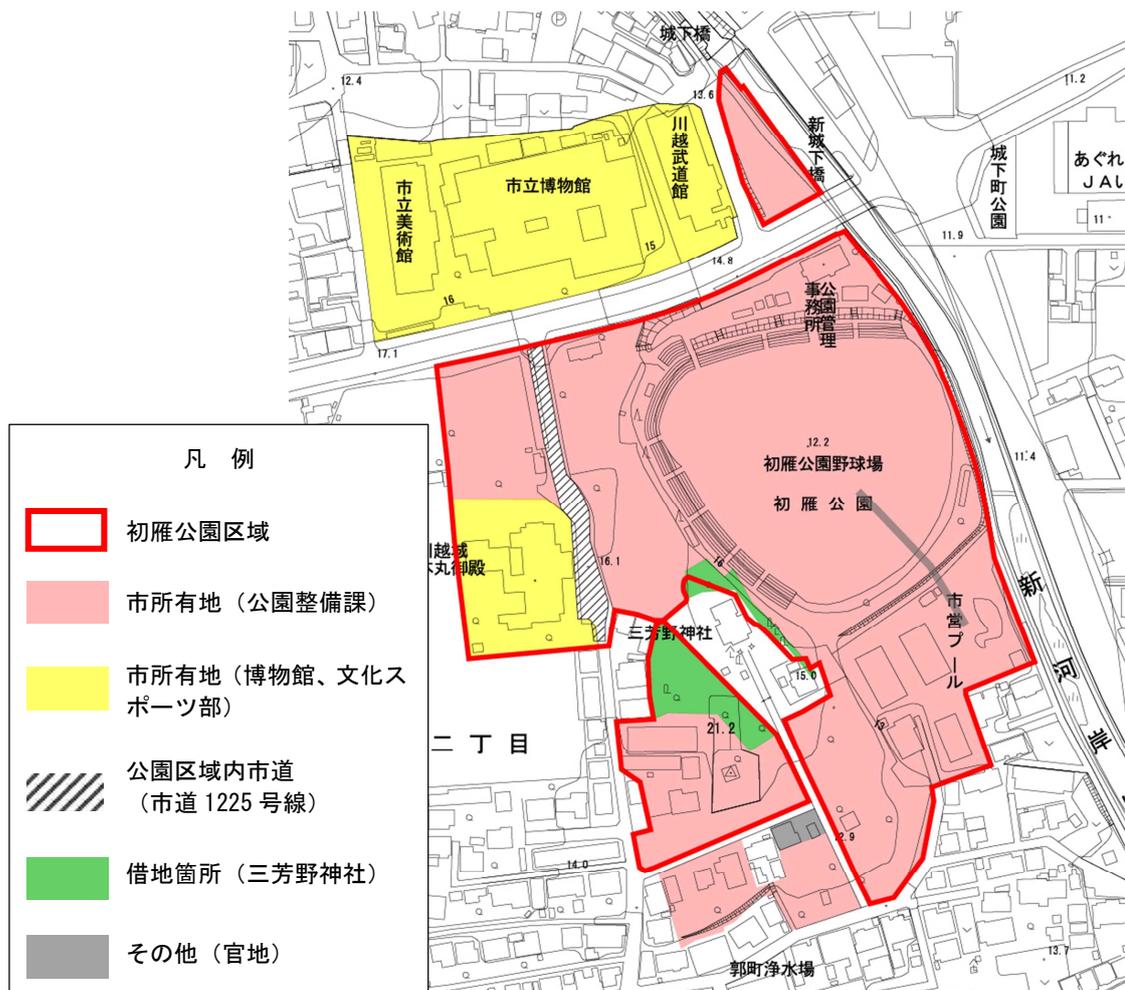


図 土地所有区分図

3) 樹林

- 公園建設時(昭和 25~28 年)以前に植栽した樹木がそのまま成長した状態となっている。
- 三芳野神社周辺や土塁部分には、樹木がまとまって存在している。

4) 景観

- 全体としては樹林に囲まれた落ち着いた緑の空間となっている。
- 三芳野神社参道は両側の樹木により見通しのきいた景観となっているが、本丸御殿は開放的な景観となっている。

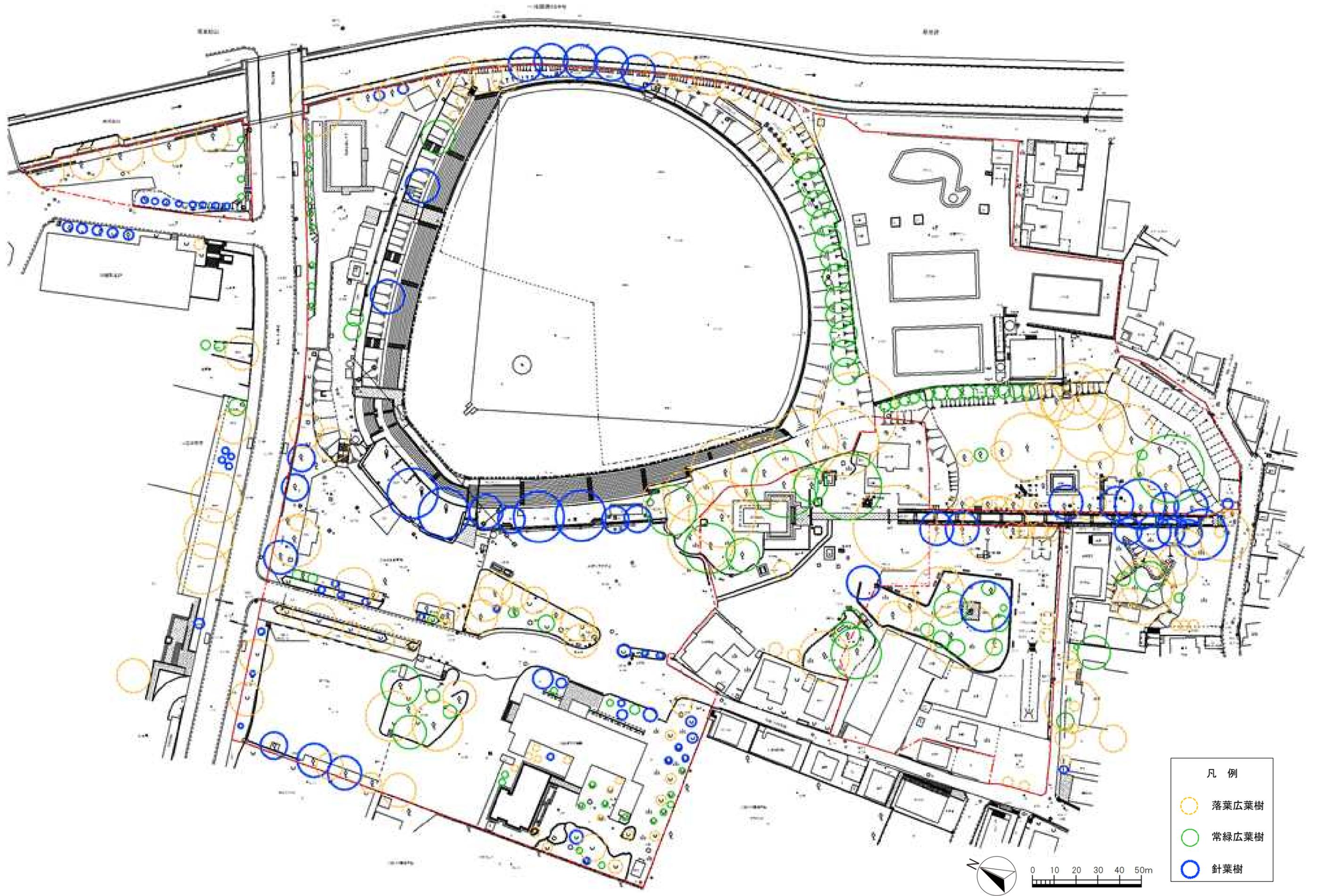


图 現況樹木分布图



図 景観現況図

(4) 公園利用

1) 川越城本丸御殿

- 年間 13～17 万人の入館者数で安定しているが、入館しない人も含めて、川越市観光アンケート調査報告書(H28)によると主要観光地点に訪れる立ち寄り観光客の 34%が訪れている。
- 5 月と 10、11 月の利用が多い。

□入館者数

年次	開館日数	有料入館者数	無料入館者	入館者数合計
平成 24 年度	298	94,967	35,625	130,592
25	296	101,815	34,474	136,289
26	299	100,104	36,565	136,669
27	297	118,135	36,562	154,697
28	300	122,783	47,023	169,806

出典：館報 平成 24～28 年度－川越市立博物館

2) 野球場

- 地域に根付いた利用となっており、年間 1.4～1.8 万人の利用者数で安定している。
- 昭和 27 年の建設から築 60 年が経過し、施設が老朽化しているが、史跡内であるため建て替えには制約がある。
- 公式野球は高校野球等で利用されている。
- 球場が狭く観客席も少ない。
- サブグラウンド等がなく大会運営面で不充分である。

□利用者数

年次	初雁公園野球場利用人員
平成 24 年	15,098
25	14,475
26	17,839
27	16,243
28	13,469

出典：平成 28 年版 統計かわごえ

3) 市営プール

- 地元密着型の利用となっているが、平成 25 年の 1.7 万人から平成 28 年の 1.0 万人に利用者数が減少している。
- 大、中、小と幼児用があるが、昭和 26 年の建設で施設が老朽化している。

□利用者数

年次・月	公開日数	総入場者数	大人	高校生	小・中学生
平成 24 年	53	14,344	7,256	100	6,988
25	50	17,125	7,261	99	9,765
26	50	12,483	5,366	117	7,000
27	51	11,189	5,879	144	5,166
28	52	10,328	5,410	108	4,810

出典：平成 28 年版 統計かわごえ

4)その他

- 地元密着型の遊具広場としての利用となっている。
- 野球場、プール、神社や文化財が混在している。

(5) 周辺区域の施設利用

1)川越市立博物館

- 展示内容が充実しており、年間 10 万人弱の安定した入館者数となっている。
- 川越藩や城下町などを学習できる。

□入館者数

年次	博物館入館者数
平成 24 年	92,593
25	94,337
26	96,050
27	98,215
28	95,840

出典:平成 28 年版 統計かわごえ

2)川越市立美術館

- 展示内容が充実しており、年間 5～7.5 万人と安定した入館者数となっている。
- アートホールや創作室もある。

□入館者数

年次	常設展入館者数	特別展入館者数	計
平成 24 年	34,413	25,618	60,031
25	41,841	34,042	75,883
26	35,750	24,922	60,672
27	37,834	28,818	66,652
28	32,461	18,213	50,674

出典:平成 28 年版 統計かわごえ

3)川越武道館

- 地域に根付いた利用となっており、年間 4 万人弱の利用者数で安定している。
- 築 40 年以上が経過し、老朽化しているが、耐震工事(2 箇年)を行う予定であり、今後も継続して利用が可能である。

□利用者数

年次	剣道	柔道	弓道	計
平成 24 年	17,202	11,667	8,149	37,018
25	17,320	12,534	8,442	38,296
26	16,807	10,844	8,497	36,148
27	16,860	10,522	8,319	35,701
28	16,104	9,723	7,928	33,755

出典:平成 28 年版 統計かわごえ

2-6-2. 現況の課題整理

2-6-1 での(1)～(5)の初雁公園整備区域と周辺区域の現況より課題を整理すると以下のとおりである。

(2) 文化財・歴史的遺構等

- ① 指定文化財：初雁公園を含む川越城址全体が県指定史跡川越城跡となっているため、整備にあたっては文化財保護が前提となる。
- ② 本丸御殿：平成 20～22 年度に保存修理が行われたが、周辺建物も含め、今後の復元の方針を整理する必要がある。
- ③ 富士見櫓：近年設計図が見つかり、富士見櫓復元イメージ図が作成されたが、富士見櫓跡地は、史跡川越城跡の本質的価値を構成する要素でもあることより、保存を主に検討する必要がある。
- ④ 三芳野神社：川越藩との関係や「通りゃんせ」の発祥などを検証し、公園との連携を深める必要がある。
- ⑤ その他城址の遺構：唯一復元されている中ノ門堀跡の他、重ね合せ図による地形の勾配などから川越城址が想像できる箇所がある。

(3) 敷地条件

- ① 地形：公園内外に原地形の地盤が残っていると推測される部分が複数存在する。
- ② 土地所有：公園区域外は民地、川越高等学校用地等であり、平成元年策定の基本構想(13.5ha)の実現が困難となっている。
- ③ 樹林：公園建設時の植栽や、神社周辺や土塁の樹木が成長したままの状態である。
- ④ 景観：城址公園としての景観形成の観点から見直す必要がある。

(4) 公園利用

- ① 川越城本丸御殿：年間 13～17 万人の入館者数で安定しているが、観光客数が増加する傾向であることを考慮すると、更に増える可能性はある。
- ② 野球場：施設が老朽化している。史跡内の立地であることから建て替え等が困難となっている。
- ③ 市営プール：施設が老朽化している。利用者数が 1.7 万人(H25)から 1.0 万人(H28)に減少傾向にある。近隣の川越公園等のプールに比べ多様なニーズに対応できていない。
- ④ その他：地元密着型の遊具広場として利用されている。
- ⑤ 野球場、プール、神社及び文化財が混在している。

(5) 周辺区域の施設利用

- ① 川越市立博物館：安定した入館者数となっているが、初雁公園、中ノ門堀跡、富士見櫓跡との連携を強化していく必要がある。
- ② 川越市立美術館：安定した入館者数となっているが、公園との連携を強化していく必要がある。
- ③ 武道館：地域に根付いた利用で安定している。築 40 年以上で老朽化しているが、耐震工事を行う予定であり、今後も継続利用可能である。なお、将来的には、建て替えを含めて検討する必要がある。

2-7. 史跡川越城跡及び初雁公園の近現代の歴史的役割

2-7-1. 史跡川越城跡の近現代の歴史的役割

川越城については、明治維新後、明治3年（1870）頃から城内建物の売却あるいは廃棄が始まり、川越城本丸御殿の殿舎群も次々に解体されて失われていった。しかし川越城本丸御殿の現存部分は、明治5年（1872）に入間県庁の建物として転用されたため解体を免れた。その後の川越城本丸御殿遺構の主な用途変遷は以下のとおりである。

- 明治4年（1871）に川越県庁、その後明治5年（1872）に入間県庁
- 明治14年（1881）より明治19年（1886）まで入間高麗郡立中学校の校舎
- 明治32年（1899）に入間郡公会所仮事務所
- 大正7年（1918）に入間郡庁舎が完成すると大蔵省専売局の淀橋専売支局に貸与、同年から昭和7年（1932）まで専売局淀橋支局川越分工場（煙草工場）
- 昭和8年（1933）から「初雁武徳殿」（川越地方武道奨励会の武道練習場）
- 昭和22年（1947）より川越市立第二中学校の仮校舎および屋内運動場

また、川越城本丸御殿以外の史跡川越城跡内には教育施設、官公庁施設、公共施設が次々と整備され、主な歴史的変遷は、以下のとおりである。

■教育施設

- 埼玉県第三尋常中学校（現川越高等学校）（明治32年）、初雁幼稚園（明治34年）、川越小学校（明治38年）、川越商業高校（昭和2年）（開墾してグラウンドを整備、後に初雁球場となる）、川越市立第二中学校（昭和22年）

■官公庁施設

- 川越町役場新庁舎（大正元年）、川越市役所新庁舎（昭和47年）

■公共施設

- 川越市営プール（昭和26年）、初雁球場（昭和27年）、川越武道館（昭和49年）、川越市立博物館（平成2年）、川越市立美術館（平成14年）

以上のように川越のまちの近代化の中で、川越藩から引き継いだ川越城本丸御殿が官公庁、中学校、煙草工場、初雁武徳殿など様々に活用されてきた。また、史跡川越城跡には庁舎、学校、文化施設の他初雁公園が整備され川越市の近現代の中核の一翼を担ってきたと考えられる。

表 史跡川越城跡の関連年表(明治～平成)

：本丸御殿、初雁公園及び周辺の主な歴史的変遷

時代	和暦	西暦	川越城址(川越城・本丸御殿、初雁公園及び周辺他)	城下町・中心市街地、舟運、川越市内の主な出来事他
明治	元年	1868年		<ul style="list-style-type: none"> 明治政府は正式に国民の土地私有を認める
	2年	1869年		<ul style="list-style-type: none"> 川越城下に大火が発生し、家中屋敷 482 戸・町在家 420 戸が焼失 版籍奉還
	3年	1870年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城の大規模な解体始まる、城の建造物は本丸御殿の一部と城門のみを残す 	
	4年	1871年	<ul style="list-style-type: none"> 本丸御殿は県庁として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 廃藩置県、川越県が成立し、入間県となる
	5年	1872年	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越城本丸御殿に公廩(官庁)が置かれる 	<ul style="list-style-type: none"> 代官町の土手がとれる、壬申地券発行の達 入間県の公廩(官庁)となる
	6年	1873年	<ul style="list-style-type: none"> 旧家老屋敷に三芳野学校を開設 	<ul style="list-style-type: none"> 入間県を廃し熊谷県を置く、太政官布告、地租改正
	9年	1876年	<ul style="list-style-type: none"> 富士見櫓跡に木曾御嶽山の遥拝所を設置 	
	12年	1879年		<ul style="list-style-type: none"> 入間高麗郡役所が川越に置かれる
	13年	1880年		<ul style="list-style-type: none"> 仙波河岸を新設
	14年	1881年	<ul style="list-style-type: none"> 入間高麗郡立中学校が旧川越城正殿で開校する(明治 19 年まで) 地租改正事務局閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気船飛鳥丸が東京～新河岸間の通行が許可
	20年	1887年	<ul style="list-style-type: none"> 学校と官公庁の施設が建設され、土塁と堀の跡地は畑や水田に変更 	
	22年	1889年		<ul style="list-style-type: none"> 町村制施行に伴い川越町及び 13 か村が成立
	26年	1893年		<ul style="list-style-type: none"> 川越大火で 1,300 戸消失
	28年	1895年		<ul style="list-style-type: none"> 川越鉄道の川越・国分寺間が開通する
	30年	1897年	<ul style="list-style-type: none"> 富士見櫓跡に新たに御嶽神社社殿を建造 	
	32年	1899年	<ul style="list-style-type: none"> 入間郡公会所(旧本丸御殿)、第三尋常中学校の仮事務所設置 埼玉県第三尋常中学校(現川越高等学校)が設立 	
	34年	1901年	<ul style="list-style-type: none"> 初雁幼稚園創立、埼玉県第三尋常中学校(現川越高等学校)が埼玉県立川越中学校に改名 	
	38年	1905年	<ul style="list-style-type: none"> 川越小学校が現在地に移転新築 	
	39年	1906年		<ul style="list-style-type: none"> 川越電気鉄道、川越・大宮間の電車運行を開始
	40年	1907年		<ul style="list-style-type: none"> 約 100 軒の蔵造りがたちならぶ
大正	元年	1912年	<ul style="list-style-type: none"> 川越町役場新庁舎が落成 	
	3年	1914年		<ul style="list-style-type: none"> 東上鉄道が池袋・川越間の運転開始
	4年	1915年		<ul style="list-style-type: none"> 東上鉄道が川越西町停車場を開設
	5年	1916年	<ul style="list-style-type: none"> 富士見櫓跡西側頂上近く石段二十段建設 	
	7年	1918年	<ul style="list-style-type: none"> 入間庁舎完成、専売局に貸与(煙草工場) 	
	8年	1919年	<ul style="list-style-type: none"> 富士見櫓跡に石段五十段建設 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法及び市街地建築物法が公布 史蹟名勝天然記念物保存法公布
	9年	1920年	<ul style="list-style-type: none"> 川越中学校・川越尋常高等食学校・川越北尋常小学校・初雁幼稚園等の教育施設、入間郡公会所・入間郡役所・川越町役場・川越警察署等の公共施設が設置 	<ul style="list-style-type: none"> 東上鉄道(株)が東武鉄道(株)に合併し、東上線となる
	11年	1922年	<ul style="list-style-type: none"> 臨時都會議で、本丸御殿の土地・建物を川越町に売却することが議決 	<ul style="list-style-type: none"> 川越町と仙波村が合併、県下で最初の市制を施行 西武鉄道(株)が川越鉄道を合併し西武線となる
	14年	1925年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城址が埼玉県指定史跡となる 	
	2年	1927年	<ul style="list-style-type: none"> 市立川越商業高校が郭町(二の丸跡)に新築落成 	
昭和	6年	1931年		<ul style="list-style-type: none"> 新河岸川舟運に通船停止を県令発表
	8年	1933年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城本丸御殿が川越地方武道奨励会の修練道場となり、「初雁武徳殿」と名称を改める 	
	13年	1938年	<ul style="list-style-type: none"> 以降川商グラウンド(現在の初雁球場)を整備 初雁武徳殿が川越市立川越第二中学校(現初雁中学校)の仮校舎として供用開始 川越市立川越第二中学校設立 	
	22年	1947年	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県立川越中学校を埼玉県立川越高等学校へ改称 	
	23年	1948年	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県立川越中学校を埼玉県立川越高等学校へ改称 	
	25年	1950年	<ul style="list-style-type: none"> 失業対策事業で初雁グラウンド整備工事を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法公布
	26年	1951年	<ul style="list-style-type: none"> 川越市営プール開設 初雁公園都市計画決定 	
	27年	1952年	<ul style="list-style-type: none"> 初雁球場完成し、供用開始 	
	28年	1953年	<ul style="list-style-type: none"> 川越第二中学校新校舎落成、初雁中学校へ改名 	
	30年	1955年		<ul style="list-style-type: none"> 川越市隣接する 9 村と合併
	31年	1956年		<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法制定
	35年	1960年	<ul style="list-style-type: none"> 川越商業高校が旭町に移転 	
	39年	1964年	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館開館、川越市立特別支援学校開校 	
	42年	1967年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城本丸御殿が埼玉県指定有形文化財に指定 	
	46年	1971年		<ul style="list-style-type: none"> 大沢家が国指定重要文化財に指定
	47年	1972年	<ul style="list-style-type: none"> 川越市役所新庁舎完成 	
	49年	1974年	<ul style="list-style-type: none"> 川越武徳館開館 	
	63年	1988年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城の家老詰所を移築復元 	
平成	2年	1990年	<ul style="list-style-type: none"> 川越市立博物館開館 	
	3年	1991年	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県指定有形文化財に追加指定となり、指定「川越城本丸御殿及び家老詰所」となる 	
	11年	1999年	<ul style="list-style-type: none"> 富士見櫓跡の地質調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 伝建地区を都市計画決定
	14年	2002年	<ul style="list-style-type: none"> 川越市立美術館開館 	
	20年	2008年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城本丸御殿保存修理工事に着手 中ノ門堀跡整備事業実施 	
22年	2010年	<ul style="list-style-type: none"> 川越城本丸御殿保存修理工事竣工 		

2-7-2. 初雁公園の近現代の歴史的役割

昭和26年度と昭和28年度の川越市勢要覧によると、初雁公園は氷川公園とともに川越市の都市計画公園の第1号であり、県下最大の野球場、水泳場、庭球場、籠排球場のほか児童遊園地を有する運動公園であり、更には、本丸御殿の旧武徳殿を改造した体育館、大弓場の計画された県下の一大体育殿堂となる公園として戦後復興の失業対策事業として進められた。戦火をまぬがれた川越市にとって、市民に希望を与える新しいまちづくりのシンボルの事業であったと考えられる。

東京都の衛星都市並びに文化都市として名実共に着々其の面目を一新してゐる中に特に注目すべきは市営初雁公園の実現である。

総面積1万5千坪市街地の東北端に位置し台地と底地とよりなる。昭和25年1月より失業救済事業として着手3ヶ年継続事業に依り其の完成を期している。

公園の機能は主体を運動公園とし残地を児童公園及休養憩樂地としあまねく其の効果の發揮に努めている。

野球場は公園の中央に位置し面積4千5百坪、グラウンドの大きさセンターライン360呎、ライト及びレフトライン300呎、フォーム、バツクネット間距離60呎は縣下最大である。猶収容人員1万8千人、ダツグアウトは30人掛で審判控室の設備と共に近縣にその例を見ない。

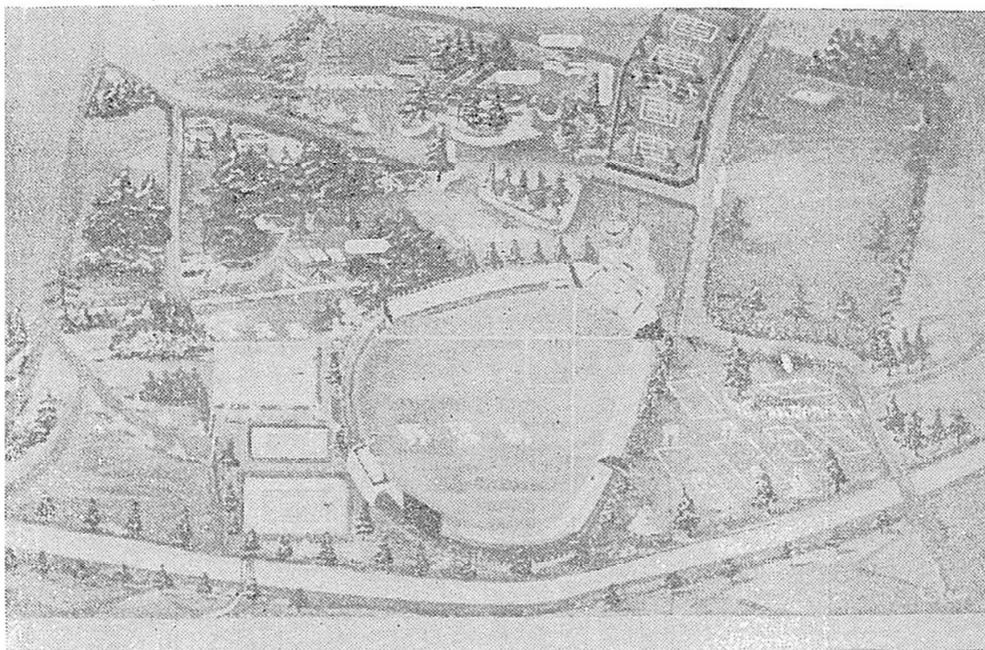
庭球場4面はすでに完成し、其の他バレー、バスケットコート各々3面も殆んど完成に近づいている。

公園最南端を水泳場とし25米6コースプール及児童プールは今夏中迄に完成更に高飛込を有する50米7コースプールは今秋に着手、來春水泳シーズンには完成の予定で、堂々3面を有する美観は水上日本のシンボルとして市民にしたしまれる事であろう。

最後に特に留意すべきは5人立大弓場の実現と、体育館の計画でこれが完成の暁は市内は勿論縣下の一大体育殿堂として廣く活用せられると共に、園内児童遊園地と氷川神社前児童公園の完成と相まつて公園効果將に百パーセントである。

猶この他に初雁公園と氷川前児童公園を結ぶ遊歩道と5千坪のボート池の計画がある。

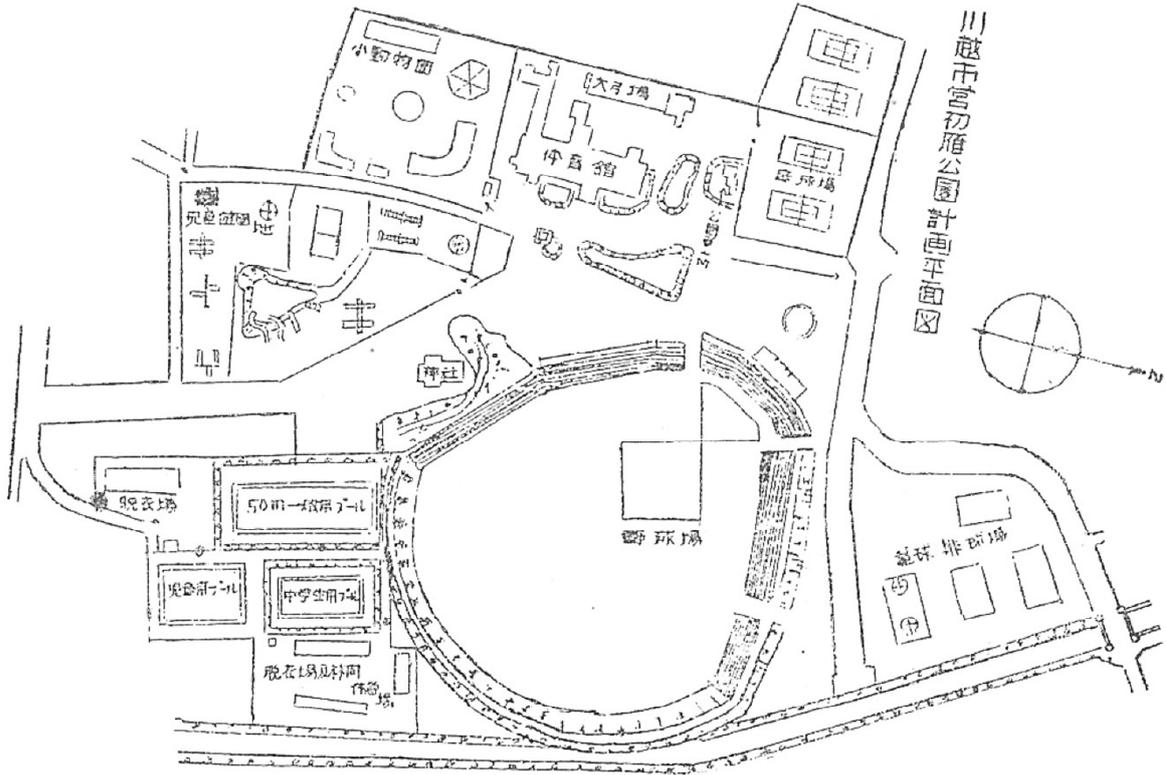
川越市営初雁公園建設計画図



「川越市勢要覧」一昭和26年度

昭和 25 年 1 月以降失業対策事業を実施し、街路の整備、学校々庭の整備、清掃排水溝の新設、道路整備等を行って来たが、特に市営初雁公園の整備に主力を傾注したことは他都市の失業対策事業に類を見ないところである。即ち旧川越城本丸跡 20,000 坪の公園計画で、別に都市計画事業として決定した附近氷川神社前児童公園及び氷川ボート池を含む北部の一大公園の主体であり、既に面積 4,500 坪の野球場、附属スタンド、浴室、脱衣室等の設備完成し、関東一の設備を誇り、更にテニスコート、25 米プール、20 米プール等方に川越市にとって劃期的な施設を見ている。

初雁公園の計画概要及び進捗の状況は次の通りである。



■初雁公園計画概要

総工費 40,000,000 円 工期 4ヶ年継続

公園總面積 15,000 坪

区分 名称	面積 坪	計画工費 円	工程
野球場	4,500	25,000,000	殆んど竣工
水泳場	3,000	10,000,000	竣工、計画中
庭球場	500	500,000	竣工
籠排球場	2,000	750,000	一部竣工
弓道場	100	750,000	計画中
室内体育館	200	1,500,000	計画中
児童遊園地	2,500	1,500,000	竣工
計		40,000,000	

■失業対策事業の概要

年度	区分	就労人員
昭和 24 年度		8,450.40
" 25 年度		38,003.60
" 26 年度		23,552.00
" 27 年度		16,339.10
" 28 年度	紹介	13,702 人
" 28 年度	延	13,511 人
累計		99,856.10 人

「川越市勢要覧」一昭和 28 年度

川越市政だより

第5號

発行所
川越市役所
電話111・400番
発行人 川越市長

印刷所
川越印刷株式会社
川越市通町通り
電話1144番

川越市営プール開場す

連日賑う河童の子

初雁公園グラウンドに工事を急いでいた二十五米第二号プールは七月末完成、水泳界の大先輩松沢一鶴氏、学生水泳界の新星日大水泳部の選手たちを招いて八月一日華々しくプール開きを行いました。ついでに小学校児童達お待兼ねの二十米第一号プールも完成し、連日小中学校の河童連中であつています。もと／＼学校生徒児童のためのものでありますが、市では特に八月十四、十五の兩日は一般人にも使用料十四で公開し、更に九月以降は一般人にも開放することになつております。



プール開き日大選手連のスタート

来年度は更に五十米プールも出来る計画で、そうなるに國際的な水泳大会を誘ふ。

川越市営プール 使用條例

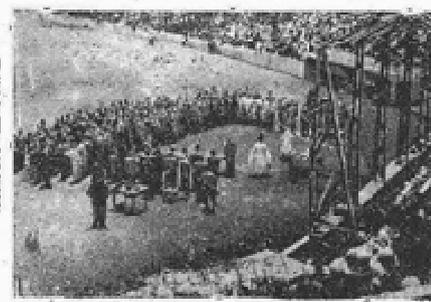
初雁公園に市営プールが出来て、これに關する新しい條例がこの度の市議會で可決されました。即ちプールの使用は第一号プール(二十米)小学校児童使用第二号プール(二十五米)中学校生徒及び高等學校生徒使用とし、使用期間は開場日より八月末まで、開場時間は毎日午前九時から午後六日までと規定されています。使用料は小学生一回五

出典:川越市政だより 昭和26年8月20日

初雁野球場について

昭和二十七年六月二十五日、初雁野球場の落成式が挙つた。この球場は、本市の発展と市民の健康増進を目的として、本市が昭和二十五年に建設した。球場の面積は、約一ヘクタールあり、グラウンドは、天然芝生で敷き詰められてゐる。また、スタンドも、約一千五百席あり、設備も、十分整つてゐる。この球場は、本市のスポーツの中心地として、市民の健康増進に大いに役立つものと期待されてゐる。

- #### 初雁公園工事概要
- 敷地面積 約一ヘクタール
 - グラウンド 天然芝生
 - スタンド 約一千五百席
 - トイレ 男女別
 - 更衣室 男女別
 - 事務所 約五十坪
 - 照明設備 十分整つてゐる
 - その他 児童遊園地、大浴場、小動物園、小賣店、喫茶店等



出典:川越市政だより 昭和27年6月25日

2-8. 計画策定の検討課題

2-1～2-7を踏まえて、計画策定に向けて、「史跡川越城跡と城址公園のとらえ方と初雁公園の位置付けにかかわる課題」と、「初雁公園の整備に関する課題」を抽出した。その内容は以下のとおりである。

史跡川越城跡と城址公園のとらえ方と初雁公園の位置付けにかかわる課題

1. 史跡川越城跡の本質的価値の理解と文化財保護のあり方の確認
 - 史跡川越城跡の本質的価値を理解し、現状変更に伴う文化財保護のあり方を確認する必要がある。
2. 史跡川越城跡と城址公園のとらえ方の整理
 - 上位関連計画、環境特性、川越城・城下町と舟運の歴史及び史跡川越城跡と初雁公園の近現代の歴史的役割から、史跡川越城跡と城址公園のとらえ方や範囲を明確にする必要がある。
3. 史跡川越城跡と城址公園が歴史を生かしたまちづくりに果たす役割の整理
 - 史跡川越城跡と城址公園が中心市街地とつながり歴史を生かしたまちづくりに果たす役割を整理する必要がある。
4. 城址公園の中での初雁公園の位置付けと役割整理
 - 城址公園の中での初雁公園の位置付けと果たすべき役割を整理する必要がある。

初雁公園の整備にかかわる課題

1. 初雁公園内の史跡の本質的価値を構成する要素の確認
 - 初雁公園内の史跡川越城跡の本質的価値を構成する要素の有無やその現状を把握する必要がある。
2. 初雁公園が戦後運動公園として整備された歴史的役割の確認
 - 初雁公園は、県下最大の運動公園として計画され、戦後復興のシンボルとして失業対策事業ですすめられてきた経緯を確認する。
3. 初雁公園に求められる機能の整理
 - 初雁公園が中心となって史跡川越城跡を歴史拠点とし、また城址公園を観光拠点として具現化するために求められる公園機能を整理する。
4. 市街地の都市公園としての公園機能の確保
 - 市街地の貴重な緑のオープンスペースである初雁公園は、都市公園としての公園機能を確保する必要がある。
5. 実現性を踏まえた整備
 - 平成元年策定の基本構想での検討は市制100周年（2022年）を目途としており、初雁公園区域外は民有地や川越高等学校用地になっている現実もあることより実現性を踏まえた整備目標を再設定する必要がある。